

平成二十七年内閣府令第十号

食品表示基準

食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四
条第一項の規定に基づき、食品表示基準を次のよ
うに定める。
目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準
第一款 一般用加工食品(第三条―第九
条)

第二款 業務用加工食品(第十条―第十四
条)

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準
第一款 一般用生鮮食品(第十八条―第二
十三条)

第二款 業務用生鮮食品(第二十四条―第
二十八条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る
基準(第二十九条―第三十一条)

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準(第三十
二条―第三十六条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る
基準(第三十七条―第三十九条)

第五章 雑則(第四十条―第四十一条)
附則

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工
食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合につ
いて適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品
を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条
の規定を除き、適用しない。

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 加工食品 製造又は加工された食品として
別表第一に掲げるものをいう。

二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品
として別表第二に掲げるものをいう。

三 業務用加工食品 加工食品のうち、消費者
に販売される形態となつていないもの以外のもの
をいう。

四 業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、加工食
品の原材料となるものをいう。
五 業務用添加物 添加物のうち、消費者に販
売される形態となつていないもの以外のものを
いう。

六 容器包装 食品衛生法(昭和二十二年法律
第二十三号)第四条第五項に規定する容
器包装をいう。

七 消費期限 定められた方法により保存した
場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣
化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがな
いと認められる期限を示す年月日をいう。

八 賞味期限 定められた方法により保存した
場合において、期待される全ての品質の保持
が十分に可能であると認められる期限を示す
年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場
合であっても、これらの品質が保持されてい
ることがあるものとする。

九 特定保健用食品 健康増進法に規定する特
別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成
二十一年内閣府令第五十七号)第二条第一項
第五号に規定する食品(容器包装に入れられ
たものに限る。)をいう。

十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者
(未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者
を含む。))及び授乳婦を除く。)に対し、機能
性関与成分によって健康の維持及び増進に資
する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に
係るものを除く。)が期待できる旨を科学的
根拠に基づいて容器包装に表示する食品
(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第
四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法
第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け
、特別の用途に適する旨の表示をする食品
(以下「特別用途食品」という。)、栄養機能
食品、アルコールを含有する飲料及び国民の
栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国
民の健康の保持増進に影響を与えないものと
して健康増進法施行規則(平成十五年厚生
労働省令第八十六号)第十一条第二項で定め
る栄養素の過剰な摂取に「ながる食品を除
く。))であつて、当該食品に関する表示の内
容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関
連事業者に関する基本情報、安全性及び機能
性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質
の管理に関する情報、健康被害の情報収集体
制その他必要な事項を販売日の六十日前まで
に消費者庁長官に届け出たものをいう。

十一 栄養機能食品 食生活において別表第十
一の第一欄に掲げる栄養成分(ただし、錠
剤、カプセル剤等の形状の加工食品にあつて
は、カリウムを除く。)の補給を目的として
摂取をする者に對し、当該栄養成分を含むも
のとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能
の表示をする食品(特別用途食品及び添加物
を除き、容器包装に入れられたものに限る。)
をいう。

十二 栄養素等表示基準値 国民の健康の維持
増進等を図るために示されている性別及び年
齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び
年齢階級(十八歳以上に限る。)ごとの人口
により加重平均した値であつて別表第十の上
欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる
値をいう。

十三 組換えDNA技術 酵素等を用いた切断
及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ
合わせた組換えDNAを複製し、それを生細
胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

十四 対象農産物 組換えDNA技術を用いて
生産された農産物の属する作目であつて別表
第十六に掲げるものをいう。

十五 遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち
組換えDNA技術を用いて生産されたものを
いう。

十六 非遺伝子組換え農産物 対象農産物のう
ち遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十七 特定遺伝子組換え農産物 対象農産物の
うち組換えDNA技術を用いて生産されたこ
とにより、組成、栄養価等が通常の農産物と
著しく異なるものをいう。

十八 非特定遺伝子組換え農産物 対象農産物
のうち特定遺伝子組換え農産物でないものを
いう。

十九 分別生産流通管理 遺伝子組換え農産物
及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び
加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつ
て分別管理すること(その旨が書類により証
明されたものに限る。)をいう。

二十 特定分別生産流通管理 特定遺伝子組換
え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生
産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者
の注意をもつて分別管理すること(その旨が
書類により証明されたものに限る。)をいう。

前項各号に定めるもののほか、この府令にお
いて、別表第三の上欄に掲げる食品に係る同表

の中欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の
下欄に定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、この府令におい
て使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原
料とする食品の用語は、乳及び乳製品の成分規
格等に関する命令(昭和二十六年厚生省令第五
十二号。以下「乳等命令」という。)において
使用する用語の例による。

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準
第一款 一般用加工食品

(横断的義務表示)
第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた
加工食品(業務用加工食品を除く。以下この節
において「一般用加工食品」という。)を販売
する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。
第六条及び第七条において同じ。)には、次の
表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定め
る表示の方法に従い表示されなければならない。
ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあ
つては、同表の中欄に掲げる表示事項について
は、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示
されなければならない。

名称
1 その内容を表す一般的な名称を表示す
る。ただし、乳(生乳、生山羊乳、生めん
羊乳及び生水牛乳を除く。以下同じ。)及
び乳製品にあつては、この限りでない。

2 1の規定にかかわらず、別表第五の上
欄に掲げる食品以外のものにあつては、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる名称を表示して
はならない。

保存
食品の特性に従つて表示する。ただし、食
品の衛生法第十三条第一項の規定により保存
の方法の基準が定められたものにあつては
、その基準に従つて表示する。

消費
1 品質が急速に劣化しやすい食品にあつ
ては、消費期限である旨の文字を冠したその
又は年月日を、それ以外の食品にあつては賞味
賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を
年月日の順で表示する。ただし、製造又は
加工の日から賞味期限までの期間が三月を
超える場合にあつては、賞味期限である旨
の文字を冠したその年月を年月の順で表示
することをもちて賞味期限である旨の文字
を冠したその年月日の表示に代えることが
できる。

Table with 4 columns: Name (名称), Preservation (保存), Consumption (消費), and other details. It contains specific regulations for labeling processed foods, including requirements for general names, preservation methods, and expiration dates.



<p>ル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難な場合を除く。）にあっては、内容量に代えて、固形量及び内容総量とすることとし、固形量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容を保護するためである場合は、内容量に代えて、固形量を表示する。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器包装に密封したもの（固形量に代えては、内容量に代えて、固形量とすることができ。この場合において、固形量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p>	<p>栄養成分の量及び熱量は、次に定める成分方法により、当該食品の百グラム若しくは（た）百ミリリットル又は一食分、一包装その他（単位）（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する（特定保健用食品及び機能性表示食品については、脂質、たんぱく質、炭水化物の量及び炭水化物、当該一食分の量を併記する。）</p> <p>及び一 たんぱく質、脂質、炭水化物の量及びナトリウムは、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたものをいう。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値より表示する。</p> <p>この項の値又は下限値及び上限値は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位（食塩相当量にあってはグラム）を明記して表示する。</p> <p>同一の値又は下限値及び上限値は、三 一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値を基準とした同表の第四欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同</p>
---	--

<p>表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でない場合は、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該食品百グラム当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品にあっては、当該食品百ミリリットル当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、○と表示することができる。</p> <p>2 次に掲げる要件の全てに該当する場合（特別用途食品（特定保健用食品を除く。）を除く。）には、1の三の規定にかかわらず、1の一定の値にあっては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を表示することができる。ただし、第七条の規定に基づく栄養成分の機能の表示、栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示、糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合は、この限りでない。</p> <p>一 表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。</p> <p>二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。</p>	<p>食品製造事業者の氏名又は名称及び住所を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。</p> <p>製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に加工し、最終的に衛生状態を確保させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品に</p>
---	---

<p>在輸業者の営業所の所在地、乳に輸入品は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあっては乳輸業者の氏名又は名称）を表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（食品の製造又は加工が行われた場所。以下この項において同じ。）の所在地（輸入品にあっては乳輸業者の営業所の所在地、乳にあっては製造所の所在地。以下この表において同じ。）又は製造者若しくは加工者（食品を調整又は選別した者を含む。以下この項において同じ。）の氏名若しくは名称（輸入品にあっては乳輸業者の氏名又は名称、乳にあっては乳輸業者の氏名又は名称。以下この項において同じ。）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合（以下「複合製造」という。）にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。）の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p>	<p>製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に加工し、最終的に衛生状態を確保させる製造又は加工（調整及び選別を含む。）に限る。以下この表において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品に</p>
--	---

<p>（輸のこれに代わるものを含む。）の製造所、当該製品を製造している全ての製造所にあっては、製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>
--	--



その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量」と読み替えるものとする。	一日当たり消費者庁長官に届け出た内容の摂取目安を、別記様式二又は別記様式量当たりの三の次に表示する。	一日当たり消費者庁長官に届け出た内容の摂取目安を表示する。	量 一日当たり消費者庁長官に届け出た内容の摂取目安を表示する。	届出番号 消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示する。	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。	先 「本品は、事業者の責任において国によって特定の保健の目的が期待される旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものでない旨は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。	摂取の方法 消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	摂取をする 消費者庁長官に届け出た内容上での注意を表示する。	事項 「食生活は、主食、主菜、副とれた食生活を基本に、食事のバランスの普及啓を」と表示する。	言 消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	調理又は保存の方法に 消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	意を必要とするものに
--	--	-------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	---	------------------------------	-----------------------------------	---	--------------------------	-----------------------------------	------------

あつては当該注意事項	疾病の診断「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではあつたものでない旨	疾病に罹患している者を含む。画している表示する。	及び授乳婦 対し訴求したものでない旨	疾病に罹患している場合は、医師、薬師に相談した上で摂取すべき旨	体調に異変を感じた際は、医師に相談し、医師は速やかに相談してください。」と表示する。	加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する	別表第七のえ食品に関する事項	別表第八の加工工程
------------	--	--------------------------	-----------------------	---------------------------------	--	---------------------------------------	----------------	-----------

「遺伝子組換えのもの」を分別、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え（分別）」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。

三 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して、若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない旨を示す文言を表示することができる。

2 別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄

に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であつて同表の中欄に掲げるものにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を分別、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

二 特定分別生産流通管理が行われ、及び非特定分別生産流通管理が行われた別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、第三項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を混合（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われ、及び非特定分別生産流通管理が行われた別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を意図的に混合された別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、第三項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのもの」を混合（○○○は、同表の上欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われ、及び非特定分別生産流通管理が行われた別表第十八の下欄に掲げる対象農産物を意図的に混合された農産物である旨を表示する。この場合において、「○○○遺伝子組換えのもの」を混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができる。

3 分別生産流通管理を行つたにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、1の一又は三の確認が適切に行われている場合には、

<p>1の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。</p> <p>4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、2の一の確認が適切に行われている場合には、2の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。</p>	<p>規格外の規格適用食品である旨</p>	<p>6 対象農産物を原材料とする加工食品であつて別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1及び2の規定の例によりこれを表示しなければならない。</p>
<p>5 別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもの）かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む）、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4</p>	<p>乳児用規格適用食品である旨</p>	<p>規格外の規格適用食品である旨</p>
<p>これらの主要原料として、乳製品、肉類、魚介類、卵、穀類、油脂、調味料、加工食品等（以下「対象農産物」という。）を原材料とする加工食品であつて、別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1及び2の規定の例によりこれを表示しなければならない。</p>	<p>規格外の規格適用食品である旨</p>	<p>1 対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の（6）に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。</p> <p>（イ）農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>（ロ）畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）</p>

が属する都道府県名その他一般に知られている地名  
 (ハ) 水産物にあつては、生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)した水域の名称(以下「水域名」という。)、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。)が属する都道府県名その他一般に知られている地名

ロ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

二 対象原材料が加工食品であるもの(別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。)にあつては、次に定めるところにより表示する。

イ 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する(〇〇は、原産国名とする。)。ただし、国産品にあつては、「国内製造」を表示する(〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。)ことができる。

ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

ハ 別表第十五の1に掲げるものにあつては、イの規定にかかわらず、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示する。

三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、

対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一及び二の規定により表示することとされる原産地が三以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

五 別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材料にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性のある原産地を、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合(以下「一定期間使用割合」という。)の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるように、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名

に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地(前号の規定に基づき「その他」と表示されたものを除く。)については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する二以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

ロ 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ 対象原材料として国産品及び三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産であ

る旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるように、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する三以上の外国が原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること、三以上の外国が原産地である対象原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

六 別表第十五の1に掲げるものにあつては、対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合には、三の規定にかかわら

ず、使用される可能性がある原産地を、一定期間使用割合の高い原産地から順に表示することができる。この場合において、一定期間において使用した割合の高いものから順に表示したことが認識できるように、必要な表示をしなければならぬ。

2 別表第十五の2に掲げる農産物漬物にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 農産物漬物の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に、次に定めるところにより表示する。当該原材料以外の漬けた原材料の原産地名についても、同様に表示することができる。

イ 農産物

国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

ロ 水産物

(一) 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては

は原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

(イ) 輸入品にあつては、

原産国名に水域名を併記することができる。

二 原産地が一つのみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。

三 原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称（二の規定により原材料の表示を省略する場合にあつては、原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料に占める

重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

3 別表第十五の3に掲げる

野菜冷凍食品にあつては、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一 野菜冷凍食品の原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上の原産地名は、原材料及び添加物に占める重量の割合の高い原産地の順に、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示し、その原産地名の次に括弧を付して、当該原産地を原産地とする原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものを原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。当該原材料以外の原材料の原産地名についても同様に表示することができる。ただし、国産品にあつては国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名に代えて一般に知られている地名を表示することができる。

二 原産地が一つのみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント

以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる。原産地を二以上表示する場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 原産地名及び原材料の名称（第三項の規定により原材料の表示を省略する場合にあつては、原産地名）の次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して表示する。ただし、ロに定めるところにより原産地を表示する場合を除く。

ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合には、当該原材料を原材料及び添加物に占める重量の割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、その最も一般的な名称をもって表示し、当該原産地名以外の原産地名について原材料の表示を省略する。

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

一 国産品にあつては、国産である旨に代えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

二 輸入品にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

5 別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあつては、

<p>次に定めるところにより表示する。</p>	<p>一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあっては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあっては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。</p>	<p>五 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物であることを表示する場合 六 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合した旨を表示する場合</p>	<p>名又は名称 遺伝子容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの 組換え平方センチメートル以下であるもの 食品に関する事項</p>	<p>三 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあってはこれを省略することができる。</p>	<p>保存の方法 1 でん粉 2 チューインガム 3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩 7 酒類 8 飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン容器入りのものに限る。） 9 氷 10 常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないもの</p>	<p>添加物 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。）</p>	<p>事項 1 容器包装の表示可能面積がおおむね規格適三十平方センチメートル以下であるもの 2 乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるもの</p>	<p>消費期限又は賞味期限 1 でん粉 2 チューインガム 3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩及びうま味調味料 7 酒類 8 飲料水及び清涼飲料水 9 氷</p>	<p>原材料名 1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。） 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 一 缶詰及び食肉製品の場合 二 特定保健用食品及び機能性表示食品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物であることを表示する場合 四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合</p>	<p>栄養成分 以下に掲げるもの（栄養表示（栄養成分の量若しくは熱量に関する表示及び栄養成分及びの総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。以下同じ。）をしようとする場合、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。） 一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの 二 酒類 三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの 四 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの 五 消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの</p>	<p>第四條 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち別表第十九の上欄に掲げる食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下である一般用加工食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項の表示を省略することができる。 （義務表示の特例） 第五條 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。</p>	<p>賞味期限 1 でん粉 2 チューインガム 3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩及びうま味調味料 7 酒類 8 飲料水及び清涼飲料水 9 氷</p>	<p>原材料名 1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。） 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 一 缶詰及び食肉製品の場合 二 特定保健用食品及び機能性表示食品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物であることを表示する場合 四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合</p>	<p>製造所 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（食工所の品関連事業者の氏名又は名称及び住所の所在の表示は要しないとされているものを除く及び製）</p>	<p>第五條 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。</p>	<p>賞味期限 1 でん粉 2 チューインガム 3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩及びうま味調味料 7 酒類 8 飲料水及び清涼飲料水 9 氷</p>	<p>原材料名 1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。） 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 一 缶詰及び食肉製品の場合 二 特定保健用食品及び機能性表示食品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物であることを表示する場合 四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合</p>	<p>製造所 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（食工所の品関連事業者の氏名又は名称及び住所の所在の表示は要しないとされているものを除く及び製）</p>	<p>第五條 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。</p>	<p>賞味期限 1 でん粉 2 チューインガム 3 冷菓 4 砂糖 5 アイスクリーム類 6 食塩及びうま味調味料 7 酒類 8 飲料水及び清涼飲料水 9 氷</p>	<p>原材料名 1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。） 2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。 一 缶詰及び食肉製品の場合 二 特定保健用食品及び機能性表示食品の場合 三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物であることを表示する場合 四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合</p>	<p>製造所 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（食工所の品関連事業者の氏名又は名称及び住所の所在の表示は要しないとされているものを除く及び製）</p>	<p>第五條 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。</p>
-------------------------	---	---	---	--	--	---	---	---	---	--	--	---	---	---	--	---	---	---	--	---	---	---	--



<p>栄養成分の補欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第二欄の食品百グラム当たり(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合)又は百キロカロリ当たり(いづれかに定める基準値以上である場合)にすることができる。</p> <p>2 含む旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第三欄の食品百グラム当たり(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合)又は百キロカロリ当たり(いづれかに定める基準値以上である場合)にすることができる。</p> <p>3 強化された旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分について、他</p>	<p>含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであってはならない。</p> <p>5 1の五の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならない。</p> <p>6 1の六のバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。</p> <p>7 1の七の消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。</p> <p>8 栄養機能食品について栄養成分の量及び熱量を表示する場合、第三条第一項の表の栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項(この表の栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。)の項において準用する場合を含む。)の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以下この項において「食品単位」という。)当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</p>
---	--

<p>栄養成分の補欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第二欄の食品百グラム当たり(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合)又は百キロカロリ当たり(いづれかに定める基準値以上である場合)にすることができる。</p> <p>2 含む旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第三欄の食品百グラム当たり(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百ミリリットル当たりの場合)又は百キロカロリ当たり(いづれかに定める基準値以上である場合)にすることができる。</p> <p>3 強化された旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分について、他</p>	<p>同種の食品に比べて強化された当該栄養成分の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上である場合(たんばく質及び食物繊維にあっては他の食品に比べて強化された割合が二十五パーセント以上のものに限り)にすることができる。</p> <p>この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項</p> <p>二 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合</p> <p>4 1から3までの栄養成分の量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。</p> <p>5 含まない旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第二欄に定める基準値に満たない場合に行うことができる。</p> <p>6 低い旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第三欄に定める基準値以下である場合に行うことができる。</p> <p>7 低減された旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量について、他の同種の食品に比べて低減された当該栄養成分の量又は熱量の量がそれぞれ同表の第四欄に定める基準値以上であつて、他の食品に比べて低減された割合が二十五パーセント以上である場合(ナトリウムの含有量が二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。)にすることができる。</p> <p>この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項</p> <p>二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合(ナトリウムの含有量が二十五パーセント以上低減することにより、当該食品の</p>
---	--

<p>第八条 (表示の方式等)</p> <p>第三条及び第四条に掲げる事項(栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及</p>	<p>糖類 次に掲げる要件の全てに該当する場合に(単糖は、糖類を添加していない旨の表示をすることができない。)</p> <p>二 糖類一 いかなる糖類も添加されていないこと。</p> <p>三 糖類(添加されたものに限り)に代アルコワる原材料(複合原材料を含む。)又は添アルド加物を使用していないこと。</p> <p>四 三 酵素分解その他何らかの方法によりに限り、当該食品の糖類含有量が原材料及び添る。以加物に含まれていた量を超えていないこと。</p> <p>五 四 当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一(単位当たりの糖類の含有量を表示して)を添加すること。</p> <p>六 ナトリウムに掲げる要件の全てに該当する場合にウム塩は、ナトリウム塩を添加していない旨の添加表示をすることができる。</p> <p>七 一 いかなるナトリウム塩も添加されていないこと(ただし、食塩以外のナトリウム塩を技術的目的で添加する場合であつて、当該食品に含まれるナトリウムの量が別表第十三の第三欄に定める基準値以下であるときは、この限りでない。)</p> <p>八 ナトリウム塩(添加されたものに限り)又は添加物を使用していないこと。</p>
--	---

<p>六 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合に</p>	<p>前二条に掲げる事項)の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定(第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。)にかかわらず、同表の中欄に定める様式(当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び下欄に定める表示の方式に従い表示されなければならない。</p> <p>一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいよう用語により正確に行う。</p> <p>二 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所(栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであつて、容器包装に表示することが困難な食品(特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)にあっては、当該食品の販売に伴つて定期的に購入者に提供される文書)に表示する。</p> <p>三 名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式一により、栄養成分(たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したものの)の量及び熱量の表示は別記様式二(たんばく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三)により行う。ただし、別記様式一から別記様式三までにより表示される事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。</p> <p>四 名称は、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量、固形量又は内容総量についても、前号に規定する別記様式一の枠内ではなく、名称と同じ面に表示することができる。</p> <p>五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。</p>
---	--

つては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

七 特定保健用食品にあっては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。

九 表示に用いる文字は、日本産業規格Z八三〇五（一九六二）（以下「JISZ八三〇五」という。）に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であつて、表示すべき事項を蓋（その面積が三十平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあつては、JISZ八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。蓋に表示する場合は、内容量以外の事項を全て蓋に表示する場合には、内容量の表示は、蓋以外の箇所に行うことができる。

**（表示禁止事項）**

**第九条** 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 乳児用規格適用食品以外の食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあっては、当該食品の原材料である別表第十七の上欄に掲げる作物に關し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語

五 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあっては、当該農産物に關し遺伝子組換えでないことを示す用語

六 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような用語

七 ナトリウム塩を添加している食品にあっては、ナトリウムの量

八 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

**（義務表示）**

十 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

十一 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示（ただし、牛乳について、別表第二十一に掲げる方法により表示する場合を除く。）

十二 等級のある日本農林規格の格付対象品目であつて、等級の格付が行われた食品以外のものにあつては、等級を表す用語

十三 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

前項に規定するもののほか、別表第二十二の上欄に掲げる食品にあっては、同表の下欄に掲げる表示禁止事項を容器包装に表示してはならない。

**第二款 業務用加工食品**

**第十条** 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所

における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一 名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 原材料名

五 添加物

六 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

七 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

八 アレルゲン

九 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

九の二 指定成分等含有食品に関する事項

十 乳児用規格適用食品である旨

十一 原料産地名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原材料であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料産地の表示の義務があるもの（同項下欄の1の2のロの規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原料地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合（次号及び第二十四条において「当事者間で合意した場合」という。）にあつては、当該生鮮食品。）となるものの原料地に限る。）

十二 原産国名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を除く。）及び輸入後にその性質に変更を加えない輸入品の原産国名に限る。）

十三 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。以下同じ。）に関する事項

十三の二 無菌充填豆腐に関する事項

十四 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

十五 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項

**（表示禁止事項）**

十六 乳に關する事項

十七 乳製品に關する事項

十八 乳又は乳製品を主要原料とする食品に關する事項

十九 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。）に關する事項

二十 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に關する事項

二十一 生かきに關する事項

二十二 ゆでがにに關する事項

二十三 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに關する事項

二十四 ふぐを原材料とするふぐ加工品に關する事項

二十五 鯨肉製品に關する事項

二十六 冷凍食品に關する事項

二十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に關する事項

二十八 缶詰の食品に關する事項

二十九 水のみを原料とする清涼飲料水（以下「ミネラルウォーター類」という。）に關する事項

三十 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のもの（以下「冷凍果実飲料」という。）に關する事項

前項第七号の表示をする際には、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の下欄中の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

**（義務表示）**

3 1の規定にかかわらず、3 1の規定にかかわらず、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費に製造者が消費者庁長官に製造所固有の記号

十六 乳に關する事項

十七 乳製品に關する事項

十八 乳又は乳製品を主要原料とする食品に關する事項

十九 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。）に關する事項

二十 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に關する事項

二十一 生かきに關する事項

二十二 ゆでがにに關する事項

二十三 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに關する事項

二十四 ふぐを原材料とするふぐ加工品に關する事項

二十五 鯨肉製品に關する事項

二十六 冷凍食品に關する事項

二十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に關する事項

二十八 缶詰の食品に關する事項

二十九 水のみを原料とする清涼飲料水（以下「ミネラルウォーター類」という。）に關する事項

三十 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のもの（以下「冷凍果実飲料」という。）に關する事項

前項第七号の表示をする際には、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の下欄中の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

**（義務表示）**

3 1の規定にかかわらず、3 1の規定にかかわらず、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費に製造者が消費者庁長官に製造所固有の記号

3 1の規定にかかわらず、3 1の規定にかかわらず、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費に製造者が消費者庁長官に製造所固有の記号



以下この項において同じ。の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

ナトリウム塩を添加していない食品ウムのについて、食塩相当量に加えてナトリウム（ナムの量を表示しようとするときは、第三トリア条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、ム塩を脂肪、炭水化物及びナトリウムをいう。添加し以下この項において同じ。）の量及び熱い量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中の「たの容器にばく質、脂肪、炭水化物及び熱量に包装、つては、当該栄養成分又は熱量である旨送り状、の文字を冠した一定の値又は下限値及び納品書上限値により、ナトリウムの量に二・五規格書四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を等に表示した一定の値又は下限値及び上限値に示されより表示する。」とあるのは「ナトリウムの場合の量にあってはナトリウムの文字を冠し、一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

2 ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂肪及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。

(表示の方式等)

第十三条 第十条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいうような用語により正確に行う。

二 別表第二十三に掲げる事項にあっては容器加工（容器包装に入れずに販売される業務用加工食品の場合、名称にあっては、送り状、納品書等又は規格書等）に、同表に掲げる事項以外の事項にあっては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。ただし、同表に掲げる事項の表示について、次の表の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる場合に該当するものにあつては、送り状、納品書等又は規格書等への表示をもつて、容器包装への表示に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に

見ることができるとともに、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状、納品書等又は規格書等に表示しなければならない。

見ることができるとともに、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状、納品書等又は規格書等に表示しなければならない。	原料用果汁（その容量が二百リットル以上である缶に収められていないもの）	一の授受の単位につき十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（清涼飲料水の製造をする営業に限る。）又は同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合
原料用濃縮コーヒー（その容量が二十リットル以上である缶に収められていないもの）	一の授受の単位につき二十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（清涼飲料水の製造をする営業に限る。）又は同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合	
原料用魚肉すり身（その容量が二十キログラム以上である容器包装に収められていないもの）	一の授受の単位につき当該容器包装十個以上を食品衛生法施行令第三十五条第六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそうざい製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者に販売する場合	
乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用	一の授受の単位につき十個以上の容器包装に入れられたものを食品衛生法施行令第三十五条第七号に規定する乳処理業（乳酸菌飲料及び清涼飲料水の製造をする営業に限る。）	

に使用されるもの

同条第十一号に規定する菓子製造業、同条第十三号に規定する乳製品製造業、同条第十四号に規定する清涼飲料水製造業、同条第十五号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十五号に規定するそうざい製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業、同条第二十七号に規定する冷凍食品製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者に販売する場合

製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもつて表示する場合にあっては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

第十四条 食品関連事業者が販売する業務用加工食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第九条第一項（第十二号を除く。）の規定を準用する。

第十四条 (表示禁止事項)

食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第九条第一項（第十二号を除く。）の規定を準用する。

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

第十五条 (義務表示)

食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあっては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三條及び第四條に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三條第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

- 一 名称
- 二 保存の方法
- 三 消費期限又は賞味期限
- 四 添加物
- 五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 六 アレルギー
- 七 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

七の二 指定成分等含有食品に関する事項

八 遺伝子組換え食品に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）

九 乳児用規格適用食品である旨

十 即席めん類に関する事項

十の二 無菌充填豆腐に関する事項

十一 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

十二 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）に関する事項

十三 乳に関する事項

十四 乳製品に関する事項

十五 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十六 鶏の液卵に関する事項

十七 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びぶぐを原材料とするぶぐ加工品を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

十八 生かきに関する事項

十九 ゆでがにに関する事項

二十 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項

二十一 ぶぐを原材料とするぶぐ加工品に関する事項

二十二 鯨肉製品に関する事項

二十三 冷凍食品に関する事項

二十四 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十五 缶詰の食品に関する事項

二十六 ミネラルウォーター類に関する事項

二十七 冷凍果実飲料に関する事項

(表示の方式等)

第十六条 前条の表示は、第八条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに従いされなければならない。

第十七条 食品関連事業者以外の販売者が販売する加工食品の容器包装への表示が禁止される事項（表示禁止事項）



対象農産物	
項目	<p>一日当たりの摂取目安量</p> <p>届出番号</p> <p>食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先</p> <p>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。</p> <p>機能性及び安全性について国内機能性表示食品の項による評価を受けに定める表示の方法</p> <p>旨</p> <p>撰取の方法</p> <p>撰取をする上での注意事項</p> <p>バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言</p> <p>調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項</p> <p>疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨</p> <p>疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で撰取すべき旨</p> <p>体調に異変を感じた際は速やかに撰取を中止し医師に相談すべき旨</p>
農産物に関する事項	<p>第三条第二項の表の機能性表示食品の項による評価を受けに定める表示の方法</p> <p>旨</p> <p>撰取の方法</p> <p>撰取をする上での注意事項</p> <p>バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言</p> <p>調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項</p> <p>疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨</p> <p>疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で撰取すべき旨</p> <p>体調に異変を感じた際は速やかに撰取を中止し医師に相談すべき旨</p>
<p>1 次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 二に掲げるもの以外の対象農産物</p> <p>イ 分別生産流通管理が行われたことを</p>	<p>確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を「遺伝子組換えのもの」を分別し、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。</p> <p>ロ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されてい</p> <p>ハ 遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、若しくは、容器包装の見やすい箇所に当該対象農産物の名称に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨を表示する。</p> <p>イ 分別生産流通管理が行われたことを表示し</p>

確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を「遺伝子組換えのもの」を分別し、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

ロ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されてい

ハ 遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、若しくは、容器包装の見やすい箇所に当該対象農産物の名称に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨を表示する。

イ 分別生産流通管理が行われたことを表示し

ようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物であることを示す文言を表示することができる。

二 別表第十八の上欄に掲げる性質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の下欄に掲げる対象農産物

イ 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○」を分別し、「○」を「○」を分別し、「○」を「○」は、同表の上欄に掲げる性質」等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物であることを表示する。

ロ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表第十八の下欄に掲げる対象農産物

の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○」を分別し、「○」を「○」は、同表の上欄に掲げる性質」等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物であることを表示する。この場合において、「○」を「○」を分別し、「○」を「○」の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を表示することができる。

2 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、1のイ又はハの確認が適切に行われている場合には、前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

3 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があつた場合においても、1のイの確認が適切に行われている



がでを第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをい）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示しようとする栄養成分又は熱量を除き、同項の2のただし書の規定は適用しない。

(表示の方式等)

第二十二條

第十八條、第十九條及び前條に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいうような用語により正確に行う。

二 容器包装に入れられた生鮮食品にあつては、容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所に表示する。ただし、次に掲げる事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所にすることができる。

イ 名称（農産物（放射線を照射した食品、保健機能食品及びシアン化合物を含有する豆類を除く。）、鶏の殻付き卵（保健機能食品を除く。）、及び水産物（保健機能食品及び切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを含む。）を除く。）に限る。）

ロ 原産地

ハ 遺伝子組換え農産物に関する事項（第十八條第二項の表の対象農産物の項の1の2及び3に関するものに限る。）

ニ 栽培方法

ホ 解凍した旨

ヘ 養殖された旨

三 容器包装に入れられていない生鮮食品にあつては、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示する。

四 機能性表示食品にあつては、次に定めるとおり表示する。

イ 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。

五 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。

六 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分を併せて表示する場合にあつては、別記様式三）により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示される事項が別記様式二又は別記様式三による表示と同等程度に分かちやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

七 第二号の規定にかかわらず、特定保健用食品にあつては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもつて、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字（玄米及び精米にあつては、文字及び枠）の色は、背景の色と対照的な色とする。

九 容器包装への表示に用いる文字は、JIS Z八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字（玄米及び精米にあつては、容器包装の表示に用いる文字は、JIS Z八三〇五に規定する十二ポイント（内容量が三キログラム以下のものにあつては、八ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字）としなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものに表示するものにあつては、JIS Z八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の文字としなければならない。

2 前項第二号及び第三号の規定にかかわらず、消費者に対して販売する事業者以外の事業者にあつては、送り状又は納品書等に表示することができる。

(表示禁止事項)

第二十三條

食品関連事業者は、第十八條、第十九條及び第二十一條に掲げる表示事項に關して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

二 第十八條又は第十九條の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品にあつては、当該作物である食品に關し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語

五 対象農産物以外の作物にあつては、当該農産物に關し遺伝子組換えでないことを示す用語

六 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

ロ 第二十一條において準用する第七條の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

ハ 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

九 前七号に規定するもののほか製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあつては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項については、第十九條に規定するところにより表示する場合を除く。

一 「新米」の用語（原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに容器包装に入れられた玄米又は原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに精白され、容器包装に入れられた精米を除く。）

二 原料玄米のうち使用割合が五十パーセント未満であるものについて、当該原料玄米の産地（国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。）、品種又は産年を表す用語（使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。）

三 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあつては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十四條 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際（容器包装に入れずに販売するものであつて、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、飲食を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。第二十六條において同じ。）には、次の各号に掲げる表示事項が第十八條及び第十九條に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

- 一 名称
  - 二 原産地
  - 三 放射線照射に関する事項
  - 四 乳児用規格適用食品である旨
  - 五 別表第二十四の中欄に掲げる表示事項（玄米及び精米に關する事項、栽培方法、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）、子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）、解凍した旨及び養殖された旨を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、農産物又は水産物の原産地については、国産品にあつては国産である旨の表示をすることができ、また、前項の規定により表示することとされる原産地が二

以上ある場合にあっては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い原産地の順が分かるように表示する。

3 前二項の規定にかかわらず、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であって、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を含む。）以外のもの（当事者間では、原産地の表示を省略することができ。）（義務表示の特例）

第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

設備を設け名称（容器包装に入れられたシアシアンで飲食させ化合物を含有する豆類、アボカド、る施設におかず、おうとう、かんきつ類、キける飲食のウイ、さくろ、すもも、西洋なし、用に供するネクタリン、パイナップル、バナナ、場合、食品ペイヤ、ばれいしよ、びわ、マルを製造し、メロ、マンゴー、もも、りんご、食若しくは加肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）工した場所）に限る。）、生乳、生山羊乳、生むにおける販売羊乳、生牛乳、鶏の殻付き卵、売の用に供切り身又はむき身にした魚介類（生する場合又かき及びぶぐを除く。）であって、生は不特定又食用のもの（凍結させたものを除くは多数の者）、ぶぐの内臓を除き、皮をはいに對する護だもの並びに切り身にしたぶぐ、ふ渡（販売をぐの精果及びぶぐの皮であって、生除く。以下食用でないもの、切り身にしたぶぐ、この表におふぐの精果及びぶぐの皮であって、いて同じ。）、生食用のもの、冷凍食品のうち、切の用に供す身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生	容器包装に名称（設備を設けて飲食させる施設入れないでにおける飲食の用に供する場合、食販売する場を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する護渡の用に供する場合に限る。）第十八条第二項の表の中欄に掲げる事項、別表第二十四の中欄に掲げる表示事項
---	--

第二十六条 食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項

が当該食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

2 別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

1 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同項中「ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量に二・五四を乗じた一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値並びに食塩相当量（ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

（任意表示）

（表示の方式等）  
第二十七条 第二十四条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。  
一 邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいよう用語により正確に行う。  
二 第二十四条及び前条に規定する事項のうち、別表第二十五に掲げる事項にあっては容器包装に、別表第二十五に掲げる以外の事項にあっては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。

（表示禁止事項）  
第二十八条 食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準  
第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

- 一 名称（農産物及び水産物（切り身又はむき身にしたものを除く。）を除く。）
- 二 放射線照射に関する事項
- 三 遺伝子組換え農産物に関する事項（分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。）に限る。）
- 四 乳児用規格適用食品である旨
- 五 シアン化合物を含有する豆類に関する事項
- 六 アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、さくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイヤ、ばれいしよ、びわ、マルメロ、マンゴ、もも及びりんごに関する事項
- 七 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項
- 八 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生牛乳に関する事項

九 鶏の殻付き卵に関する事項  
十 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びぶぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項  
十一 ぶぐの内臓を除き、皮をはいだもの並びに切り身にしたぶぐ、ぶぐの精果及びぶぐの皮であって、生食用でないものに関する事項  
十二 切り身にしたぶぐ、ぶぐの精果及びぶぐの皮であって、生食用のものに関する事項  
十三 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項  
十四 生かきに関する事項  
（表示の方式等）  
第三十条 前条の表示は、第二十二條第一項（三号を除く。）の規定に定めるところに準じてされなければならない。  
（表示禁止事項）  
第三十一条 食品関連事業者以外の販売者が販売する生鮮食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第二十三條第一項の規定を準用する。

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準

（義務表示）  
第三十二条 食品関連事業者が容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際には、次表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第一に掲げる添加物（別表第八に掲げるものを除く。）にあっては、同規則別表第一に掲げる名称を、既存添加物名簿に掲げる添加物にあっては、その名称を表示する。
添加物で「食品添加物」の文字を表示する旨	ある旨
保存の方法	添加物の特性に従って表示する。ただし、食品衛生法第十三條第一項の規定により保存の方法の基準が定められたもの（以下「保存の方法の基準が定められたもの」という。）にあっては、その基準に従って表示する。

<p>消費期限又は賞味期限</p>	<p>品質が急速に劣化しやすい添加物にあつては消費期限である旨の文字を冠し、たその年月日を、その他の添加物にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合に於ては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。</p>	<p>内容量</p> <p>特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品については、計量法の規定により表示することとし、その他に於ては内容重量、内容積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。</p>	<p>栄養成分</p> <p>第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム、炭水化物の量及び熱量の項に定める表示の方法及びナトリウム)の量及び熱量</p>	<p>食品関連事業者の名称及び住所を表示する。</p>	<p>製造所又は加工所(添加物の製造は加工所又は加工(当該添加物に關し、最終的の所在地に衛生状態を變化させる製造又は加工(輸入品に(調整を含む)に限る。以下この表に於ては、おいて同じ)が行われた場所)の所輸入業者が(輸入品)に於ては、輸入業者の営業所(所在地)及び製造者又は加工者の所在地。(添加物を調整した者を含む)の氏名以下この又は名称(輸入品に於ては、輸入業者)の氏名又は名称)を表示する。</p>	<p>製造所又は加工所(添加物の製造は加工所又は加工(当該添加物に關し、最終的の所在地に衛生状態を變化させる製造又は加工(輸入品に(調整を含む)に限る。以下この表に於ては、おいて同じ)が行われた場所)の所輸入業者が(輸入品)に於ては、輸入業者の営業所(所在地)及び製造者又は加工者の所在地。(添加物を調整した者を含む)の氏名以下この又は名称(輸入品に於ては、輸入業者)の氏名又は名称)を表示する。</p>
<p>名又は名称(輸入品に於ては、輸入業者の営業所(所在地)以下この表において同じ)品に於ては、製造者若しくは加工者(添加物)は、輸入業者の名称(輸入品に於ては、輸入業者の氏名又は氏名又は名称)以下この表において同じ)と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。</p>	<p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合に於ては、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む)。</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号は名称及び製造所固有記号</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が添加物のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>	<p>特定原材料(アレルゲン)に由来する添加物</p> <p>1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該添加物に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原</p>	<p>1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、当該添加物に対し二種類以上の添加物を使用しているものであつて、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原</p>		
<p>食品衛生法第十三条第一項の規定により使用の方法の基準が定められた添加物</p> <p>食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。</p>	<p>重量パーセント、色価等を表示する。</p>	<p>成分名及び添加物に占める成分の重量パーセントを表示する。その成分がビタミンA誘導体である場合は、ビタミンA誘導体の重量パーセントを除外表示する。</p>	<p>「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示する。</p>	<p>「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示する。</p>		
<p>含有旨</p> <p>添加物(ビタミンA)としての重量パーセントを表示する。</p>	<p>3 食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 添加物である旨</p> <p>三 保存の方法</p> <p>四 消費期限又は賞味期限</p> <p>五 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</p> <p>七 アレルゲン</p> <p>八 使用の方法</p> <p>九 食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値</p> <p>十 成分(着香の目的で使用されるものを除く)及び重量パーセント</p> <p>十一 実効の色名</p> <p>十二 L-フェニルアラニン化合物である旨又は</p> <p>十三 ビタミンAとしての重量パーセント</p>	<p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所にかかわらず製造している場合に於ては、製造所固有記号の表示をもって製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しななければならない。</p>	<p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所にかかわらず製造している場合に於ては、製造所固有記号の表示をもって製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しななければならない。</p>	<p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所にかかわらず製造している場合に於ては、製造所固有記号の表示をもって製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げる事項を表示しななければならない。</p>		

一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先

二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）

三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

5 第一項から前項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあつてはこれを省略することができる。

保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物	消費期全ての添加物	賞味期限又は	栄養成分以下の量（栄養表示をしようとする場合を除く。）	及び熱一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの	二 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの	三 消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの
-------------------------	-----------	--------	-----------------------------	---	-------------------------	---

第三十三条 前条の規定にかかわらず、不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合にあつては、次の各号に掲げる表示事項の表示は要しない。

- 一 内容量
- 二 栄養成分の量及び熱量
- 三 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（任意表示）

第三十四条 食品関連事業者が添加物（業務用添加物を除く。）を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該添加物の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分表第九に掲げる栄養成分（たんばく分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を算入し、たんばく分とたんばく質、脂肪、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。

2 食品関連事業者が業務用添加物を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項が当該業務用添加物の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したものの量並びに熱量を第三十三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂肪、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。）

2 別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水化物

及びナトリウム（食塩相当量に換算したものの量並びに熱量とともに、第三十三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。）

ナトリウム 1 ナトリウム塩を添加していない添加物の物について、食塩相当量に加えてナトリウム（ナトリウムを算入し、たんばく質、脂肪、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量を算入し、たんばく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあってはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。

2 ナトリウム塩を添加していない添加物の物について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。

第三十五条 第三十二条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

- 一 邦文をもって、当該添加物を一般に購入しやすい用語により正確にやすく、理解しやういである場合は、当該包装を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装の見やすい箇所に表示する。
- 二 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて

表示する場合にあっては、別記様式三）により行う。ただし、別記様式二又は別記様式三により表示する事項を別記様式二又は別記様式三による表示と同程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

四 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。

五 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合には、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

六 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。

七 表示に用いる文字は、JIS Z 八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、JIS Z 八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。

前項の規定にかかわらず、業務用添加物を販売する場合にあっては、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称と同一である場合を除く。）は、業務用添加物の送り状、納品書等又は規格書等に表示することができる。

（表示禁止事項）

第三十六条 食品関連事業者は、第三十二条及び第三十四条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
  - 二 第三十二条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
  - 三 ナトリウム塩を添加している添加物にあつては、ナトリウムの量
  - 四 その他他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- 第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

第三十七条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入られた添加物を販売する際には、次

の各号に掲げる表示事項が第三十二条に定める方法に準じて表示されなければならない。

- 一 名称
- 二 添加物である旨
- 三 保存の方法
- 四 消費期限又は賞味期限
- 五 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
- 六 アレルゲン
- 七 使用の方法
- 八 食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
- 九 成分及び重量パーセント
- 十 実効の色名
- 十一 L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
- 十二 ビタミンAとしての重量パーセント

第三十八条 前条の表示は、第三十五条第一項(第三号を除く。)の規定に定めるところに準じてされなければならない。

第三十九条 食品関連事業者以外の販売者が販売する添加物の容器包装への表示が禁止される事項については、第三十六条の規定を準用する。

第四十条 食品関連事業者が牛肉(内臓を除く。以下この条において同じ。)であつて生食用のものを用いた容器包装に入れずに消費者に販売する場合に、次に掲げる事項が店舗の見やすい場所に表示されなければならない。この場合において、表示は、邦文をもって、当該牛肉を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいよう用語により正確に行われなければならない。

第四十一条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

第四十二条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

第四十三条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

第四十四条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

第四十五条 食品関連事業者等は、第三条及び第四条に掲げる事項のうち、第五条の規定により表示の義務がない事項について表示しようとするときは、第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めなければならない。

2 食品関連事業者等は、この府令に基づく表示を適正に行うために必要な限度において、その販売された食品及び当該食品関連事業者等に対して販売された食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

附則

第一条 この府令は、食品表示法の施行の日から施行する。ただし、第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場(特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。))の所在地。以下この章において同じ。及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者(特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。))の氏名又は名称。以下この章において同じ。の項の3(第十條第一項、第十五条において準用する場合を含む。)、第八条第一項第六号(第十六条において準用する場合を含む。)、第十条第二項、第十三条第三号、第三十二条第一項の表の製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下この章において同じ。))及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称。以下この章において同じ。))の項の3(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定は、この府令の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

第二条 次に掲げる府令及び告示は、廃止する。一 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)

二 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十六号)

三 容器包装の面積により表示を省略することのできる食品を定める件(昭和四十五年厚生省告示第百八十号)

四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、加工食品品質表示基

準を定める件(平成十二年農林水産省告示第五百十三号)

五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、生鮮食品品質表示基準を定める件(平成十二年農林水産省告示第五百十四号)

六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、玄米及び精米品質表示基準を定める件(平成十二年農林水産省告示第五百十五号)

七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定に基づき、水産物品質表示基準を定める件(平成十二年農林水産省告示第五百十六号)

八 加工食品品質表示基準第七條第一項及び生鮮食品品質表示基準第七條第一項の規定に基づき遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七條第一項及び生鮮食品品質表示基準第七條第一項の農林水産大臣の定める基準を定める件(平成十二年農林水産省告示第百五十七号)

九 トマト加工食品品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百三十一号)

十 乾しいたけ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百三十三号)

十一 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号)

十二 ジェム類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百三十七号)

十三 乾めん類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百三十九号)

十四 マカロン類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十三号)

十五 パン類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十四号)

十六 凍り豆腐品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十五号)

十七 ハム類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十七号)

十八 プレスハム品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十八号)

十九 混合プレスハム品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百四十九号)

二十 ソーセージ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十号)

二十一 混合ソーセージ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十一号)

二十二 ベーコン類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十二号)

二十三 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十三号)

二十四 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十五号)

二十五 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十八号)

二十六 削りぶし品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十九号)

二十七 うに加工食品品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十号)

二十八 うにあえもの品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十一号)

二十九 乾燥わかめ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十二号)

三十 塩蔵わかめ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号)

三十一 みそ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号)

三十二 ウスターソース類品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十六号)

三十三 ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十七号)

三十四 食酢品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十八号)

三十五 風味調味料品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百六十九号)

三十六 めん類等用つゆ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百七十号)

- 三十七 乾燥スープリ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百七十一号）
- 三十八 食用植物油脂品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百七十二号）
- 三十九 マーガリン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百七十五号）
- 四十 調理冷凍食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百七十六号）
- 四十一 チルドハンバーグステーキ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百七十七号）
- 四十二 チルドミートボール品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百七十八号）
- 四十三 チルドぎょうざ類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百七十九号）
- 四十四 レトルトパウチ食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百八十号）
- 四十五 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百八十一号）
- 四十六 炭酸飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百八十二号）
- 四十七 果実飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百八十三号）
- 四十八 豆乳類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百八十四号）
- 四十九 農産物漬物品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第六百八十七号）
- 五十 乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第七十一号）
- 五十一 栄養機能食品の表示に関する基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第九十七号）
- 五十二 うなぎ加工品品質表示基準を定めた件（平成十三年農林水産省告示第五百八十九号）
- 五十三 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十四年農林水産省告示第六百六号）

- 五十四 野菜冷凍食品品質表示基準を定める件（平成十四年農林水産省告示第三百五十八号）
- 五十五 栄養表示基準を定める件（平成十五年厚生労働省告示第七十六号）
- 五十六 しょうゆ品質表示基準の全部を改正する件（平成十六年農林水産省告示第七百四号）
- 五十七 しいたけ品質表示基準を定める件（平成十八年農林水産省告示第九十八号）
- 五十八 即席めん類品質表示基準の全部を改正する件（平成二十一年農林水産省告示第四百八十七号）
- 第三條 この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例による。
- 第四條 この府令の施行の日から令和二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第二章及び第四章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 第五條 この府令の施行の日から平成二十八年九月三十日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 第六條 第三條第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める五の「消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）第九條第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）第九條第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和三十三年法律第五十四号）第二条第五項に規定する小規模事業者が販売するもの」と読み替えるものとする。
- 第七條 第三十二條第五項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める三の「消費税法第九條第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法第九條第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模事業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

- 附則（平成二九年九月二日内閣府令第四三三号）
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 第二条 この府令の施行日から令和四年三月三十一日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第二章及び第三章並びに附則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。
- 第三条 前条の規定にかかわらず、この府令の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品の表示は、なお従前の例によることのできる。
- 附則（平成三〇年九月二日内閣府令第四四号）
- （施行期日）
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三一年四月二日内閣府令第四四号）
- （施行期日）
- この府令は、令和二年四月一日から施行する。
- 附則（平成三一年四月二日内閣府令第四四号）
- （施行期日）
- この府令は、令和五年四月一日から施行する。（経過措置）
- 2 この府令の施行前にこの府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、この府令の施行後においても販売することができる。
- 附則（令和元年六月二八日内閣府令第一七号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
- 附則（令和二年三月二七日内閣府令第二〇号）
- （施行期日）
- この府令は、食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品衛生法施行令及び厚生労働省

- 組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中食品表示基準第七條、別表第三及び別表第四の改正規定、別表第二十四玄米及び精米の項の改正規定並びに別記様式四の改正規定 公布の日
- 二 第一条中食品表示基準第十三條の改正規定 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和三年六月一日）
- （経過措置）
- 第二条 玄米及び精米の表示の様式については、第一条の規定による改正後の食品表示基準別記様式四にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることのできる。
- 附則（令和二年七月一六日内閣府令第五二号）
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年七月十六日）から施行する。
- 第二条 この府令の施行の日から令和四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、第一条の規定による改正後の食品表示基準（以下この条において「新食品表示基準」という。）第三条第一項（新食品表示基準第十條第一項及び第十五條において引用する場合を含む。）、別表第六及び別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。
- 附則（令和三年三月一七日内閣府令第一〇号）
- この府令は、令和三年七月一日から施行する。
- 附則（令和四年三月三〇日内閣府令第二二号）
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附則（令和五年三月九日内閣府令第一五号）
- （施行期日）
- 第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この府令の施行の日から令和七年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。)及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則 (令和六年四月一日内閣府令第五〇号)  
この府令は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

別表第一(第二条関係)

- 1 麦類  
精麦
- 2 粉類  
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉  
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しよでん粉、ばれいしよでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品  
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜(漬物を除く)、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品  
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品  
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料  
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉ざく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん類・パン類  
めん類、パン類
- 9 穀類加工品  
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品

- 10 菓子類  
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品  
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ビーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品
- 12 砂糖類  
砂糖、糖蜜、糖類
- 13 その他の農産加工食品  
こんにやく、その他1から12までに分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品  
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品  
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品  
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品  
蜂蜜、その他14から16までに分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類  
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
- 19 加工海藻類  
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品  
18及び19に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ  
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂  
食用植物油類、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品  
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品

- 24 その他の加工食品  
イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23までに分類されない加工食品
  - 25 飲料等  
飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料
- 別表第二(第二条関係)
- 1 農産物(きのこ類、山菜類及びたけのこを含む)
    - (1) 米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む)
      - 玄米、精米
    - (2) 麦類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む)
      - 大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦
    - (3) 雑穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む)
      - とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀
    - (4) 豆類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む、未成熟のものを除く)
      - 大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
    - (5) 野菜(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む)
      - 根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜
    - (6) 果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む)
      - かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実
    - (7) その他の農産食品(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む)
      - 糖料作物、こんにやくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

- 2 畜産物
    - (1) 食肉(単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む)
      - 牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
    - (2) 乳  
生乳、生山羊乳、その他の乳
    - (3) 食用鳥卵(殻付きのものに限る)
      - 鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
    - (4) その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したものと並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む)
      - 水産物(ラウンド、セミドレス、ドレス、ファイラー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く)、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む)
  - 3 魚類
    - (1) 魚類  
淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類
    - (2) 貝類  
しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類
    - (3) 水産動物類  
いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類
    - (4) 海産ほ乳動物類  
鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類
    - (5) 海藻類  
こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類
- 別表第三(第二条関係)  
食用語定義





































当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

イからホまでに規定するもの以外のものにあつては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。二 トマトミックスジュースについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ トマトジュースにあつては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあつては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。

ロ 野菜類を搾汁したものを又はこれを濃縮したものにあつては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリ」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示する。

ハ トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあつては、一の口からへまでの規定に従い表示する。

三 トマト果汁飲料及び固形トマトについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

イ トマトは「トマト」と、トマトジュースは「トマトジュース」と、トマトピューレーは「トマトピューレー」と、トマトペーストは「トマトペースト」と表示する。ただし、トマトピューレー又はトマトペーストは、「濃縮トマト」と表示することができる。

ロ トマト、トマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト以外のものにあつては、一の口からへまでの規定に従い表示する。

乾しいたけ		農産物漬物	
名称	表示方法	名称	表示方法
乾しいたけ	「乾しいたけ」と表示する。ただし、薄切付して、「スライス」と表示し、どんこ以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものであつては「乾しいたけ（どんこ）」と、こうしん以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものにあつては「乾しいたけ（こうしん）」と表示することができる。	名称	表示方法
「乾しいたけ」と表示する。ただし、薄切付して、「スライス」と表示し、どんこ以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものであつては「乾しいたけ（どんこ）」と、こうしん以外の乾しいたけの混入が重量で三十パーセント以下のものにあつては「乾しいたけ（こうしん）」と表示することができる。		「たくあん漬」	「たくあん漬」と、たくあん漬以外の農産物ぬか漬類にあつては「ぬか漬」と、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬類にあつては「しょうゆ漬」と、なら漬けにあつては「なら漬」と、刻みなら漬けにあつては「刻みなら漬」と、わさび漬けにあつては「わさび漬」と、山海漬けにあつては「山海漬」と、なら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬類にあつては「かす漬」と、らっきょう酢漬けにあつては「らっきょう酢漬」又は「らっきょう甘酢漬」と、しょうが酢漬けにあつては「しょうが酢漬」又は「しょうが甘酢漬」と、らっきょう酢漬け及びしょうが酢漬以外の農産物酢漬類及びしょうが酢漬と、梅漬けにあつては「梅漬」又は「梅干し」にあつては「梅干し（小梅漬）」と、梅干しにあつては「梅干し（小梅漬）」と、調味梅干しにあつては「調味梅漬」又は「調味梅干し」と、梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農産物

塩漬け類にあつては「塩漬」と、農産物みそ漬け類にあつては「みそ漬」と、農産物べつたら漬け類にあつては「べつたら漬」と、べつたら漬け以外の農産物こうじ漬類にあつては「こうじ漬」と、農産物もろみ漬け類にあつては「もろみ漬」と、はくさいキムチにあつては「はくさいキムチ」又は「キムチ」と、はくさい以外の農産物キムチにあつては「農産物キムチ」と、これら以外の農産物赤とうがらし漬け類にあつては「赤とうがらし漬」と、これら以外の農産物漬物類にあつては「漬物」と表示する。ただし、ふくじん漬け、刻みなら漬け、わさび漬け、山海漬け、らっきょう酢漬、梅漬、梅干し、調味梅漬、調味梅干し、農産物からし漬類及び農産物もろみ漬類以外の農産物漬物のうち、薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（農産物赤とうがらし漬け類にあつては、主原料のものに限る。）にあつては、名称の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と表示する。

二 一種類の原材料を漬けたもの（はくさいキムチ及びはくさい以外の農産物キムチを除く。）にあつては、一の規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりしょうゆ漬」、「きゅうり酢漬」、「きゅうりみそ漬」等と表示することができる。

三 はくさい以外の農産物キムチにあつては、一の規定にかかわらず、主原料の最も一般的な名称により「きゅうりキムチ」、「だいこんキムチ」、「にんにくキムチ」等と表示することができる。

四 使用した原材料を、次の一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

一 漬けた原材料は、「だいこん」、「なす」、「しょうが」、「なたまめ」、「れんこん」、「しそ」等とその最も一般的な名称を表示する。ただし、漬けた原材料が五種類（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、四種類）以上のものにあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に四種類（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、三種類）以上を表示し、そ

他の原材料を「その他」と表示することができる。

二 漬けた原材料以外の原材料は、「漬けた原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

イ 砂糖類以外の原材料にあつては、「米ぬか」、「食塩」、「とうがらし」、「こんぶ」、「削りぶし」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、米ぬかその他のぬか類にあつては「ぬか類」と、とうがらし（農産物赤とうがらし漬け類に使用するものを除く。）その他の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

ロ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもつて表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合には、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。



類ニ		類ンバ			
<p>状のものを除く。)に成形したものにあっては「マカロニ」と、一・二ミリメートル以上の太さの棒状又は二・五ミリメートル未満の太さの管状に成形したものにあっては「スパゲッティ」と、一・二ミリメートル未満の太さの棒状に成形したものにあっては「パミセリー」と、帯状に成形したものにあっては「ヌードル」と表示することができる。</p>	<p>原使用した原材料を、次の一及び二の区分に材料より、原材料に占める重量の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。</p> <p>一 原料小麦粉は、「デュラム小麦のセモリナ」、「デュラム小麦粉」、「強力小麦のフアリナ」又は「強力小麦粉」等と多いものから順に表示する。</p> <p>二 原料小麦粉以外の原材料は、「卵」、「トマト」、「ほうれんそう」、「食塩」、「大豆粉」、「小麦グルテン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。</p>	<p>添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の物の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p>	<p>名称「菓子パン」と、菓子パンにあっては「菓子パン」と、その他のパンにあっては「パン」と表示する。ただし、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあつては、「カットパン」と表示することができる。</p>	<p>原使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「シヨートニング」、「シナモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖その他の砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、シナモンその他の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。</p>	<p>内容数量を表示する。ただし、一個の量ものから順に、それぞれ一から三までに</p>

凍り豆腐		類ムハ	
<p>二 一の規定にかかわらず、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあつては、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示することができる。</p> <p>名称「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と表示する。</p> <p>二 一の規定する名称の文字の次に、括弧を付して、さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたものにあつては「さいの目」、「粉末」等その形状を、調味料を添付したものにあっては「調味料付き」と表示する。ただし、容器包装を通して中身が見える場合にあっては、形状の表示を省略できる。</p>	<p>原使用した原材料を、次の一及び二の区分に材料より、原材料に占める重量の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。</p> <p>一 凍り豆腐の原材料は、「大豆」と表示する。ただし、調味料を添付したものにあっては、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に、括弧を付して「大豆」と表示する。</p> <p>二 調味料を添付した場合における添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」の文字の次に、括弧を付して原材料に占める重量の割合の高いものから順に「砂糖」、「食塩」、「みりん」、「かつおエキス」等と表示する。</p>	<p>添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の物の添加物の項の規定に従い、凍り豆腐(調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。)に添加したものにあっては当該凍り豆腐の原材料名に併記して、添付してある調味料に添加したものにあっては当該添付してある調味料の原材料名に併記して表示する。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、添加物を、凍り豆腐(調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。)に添加したものと及び添付してある調味料に添加したものと区分して、それぞれ「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」及び「添付調味</p>	<p>材料名に併記しない文字を付して、原材料名に併記しない文字を付して表示することができる。</p> <p>内容重量を、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>二 さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの以外のものにあつては、一に定める内容重量のほか、内容個数を表示する。</p> <p>三 調味料を添付したものにあっては、凍り豆腐(添付してある調味料を除く。)の内容重量及び内容個数(二に該当する場合に限る。)を、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に括弧を付して表示するとともに、添付してある調味料の内容重量を、「添付調味料」の文字の次に括弧を付して表示する。</p>

類ムハ		類ハスレ	
<p>名称「骨付きハム」にあっては「骨付きハム」と、ボンレスハムにあっては「ボンレスハム」と、ロースハムにあっては「ロースハム」と、ショルダーハムにあっては「ショルダーハム」と、ベリーハムにあっては「ベリーハム」と、ラックスハムにあっては「ラックスハム」と表示する。</p> <p>二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。</p>	<p>原使用した原材料を、次の一及び二の区分に材料より、原材料に占める重量の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。</p> <p>一 原料肉は、「骨付きハム及びボンレスハム」にあっては「豚もも肉」と、ロースハムにあっては「豚ロース肉」と、ショルダーハムにあっては「豚肩肉」と、ベリーハムにあっては「豚ばら肉」と、ラックスハムにあっては「豚肩肉」、「豚ロース肉」又は「豚もも肉」と表示する。</p> <p>二 原料肉以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名</p>	<p>添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の物の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>名称「プレスハム」と表示する。</p> <p>二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。</p>	<p>原使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の高いものから順に、それぞれ一から三までに</p>

類ハスレ		類ハスレ	
<p>名称「プレスハム」と表示する。</p> <p>二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。</p>	<p>原使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の高いものから順に、それぞれ一から三までに</p>	<p>添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の物の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>名称「プレスハム」と表示する。</p> <p>二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。</p>	<p>原使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の高いものから順に、それぞれ一から三までに</p>

一 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「鶏肉」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

三 肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖・ぶどう糖果糖液糖又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示することができる。

混	合	ブ	レ	ス	ハ	ム
添加物の高いものから順に、第三第一項の物の栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	次に定めるところにより表示する。	二 ブロック、スライス又はその他の形状に切断して容器包装に入れられたものにあつては、一に定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。	原使用した原材料を、次の一から三までの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から三までに名定めることにより表示する。	一 肉塊は、「肉塊」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏肉」、「くじら」、「まぐろ」、「かじき」、「しいら」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	二 つなぎは、「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「豚肉」、「牛肉」、「馬肉」、「マトン」、「山羊肉」、「うさぎ肉」、「鶏肉」、「くじら」、「たら」、「でん粉」、「小麦粉」、「コーンミール」、「植物性たん白」、「乳たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。	三 肉塊及びつなぎ以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

ソ	セ	ジ
ロ プロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、イに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。ただし、イのただし書に定める場合は、「ポロニア」、「フランクフルト」等とあるのは、「ポロニア・ブロック」、「フランクフルト・スライス」等と表示する。	二 セミドライソーセージ及びドライソーセージ	イ セミドライソーセージにあつては「セミドライソーセージ」と、ドライソーセージにあつては「ドライソーセージ」と表示する。ただし、原料畜肉類として豚肉のみ、豚肉及び牛肉又は牛肉のみを使用したセミドライソーセージ又はドライソーセージにあつては、それぞれ「ソフトサラミンソーセージ」又は「サラミンソーセージ」と表示する。

ロ プロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、イに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。ただし、イのただし書に定める場合は、「ポロニア」、「フランクフルト」等とあるのは、「ポロニア・ブロック」、「フランクフルト・スライス」等と表示する。	三 加圧加熱ソーセージ	イ 「加圧加熱ソーセージ」と表示する。
ロ プロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあっては、イ及びロに定める表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、「スライス」等その形状を表示する。	四 無塩漬ソーセージ	イ 「無塩漬ソーセージ」と表示する。
ロ 無塩漬ソーセージであつて、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ又はウインナーソーセージに該当するものにあつては、イの規定にかかわらず、「無塩せきポロニアソーセージ」、「無塩せきフ		



畜産物産物及畜産物産物

併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と表示すること が出来る。	添加した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の物の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	次に定めるところにより表示する。 一 食用肉又は食用肉瓶詰 イ 食用した食用肉の名称の次に、調味液の種類を次の表に掲げる表示の方法により表示する。 ロ 食用肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって表示する。 ハ 小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食用肉又はくし刺しの食用肉を詰めたものにあつては、イの調味液の種類を次の表に掲げる表示をして、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と表示する。 ニ 焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰 イ 「やきとり」と表示する。ただし、くし刺しのものにあつては、「やきとり（くしざし）」と表示する。 ロ 「やきとり」又は「やきとり（くしざし）」の表示の次に、主な特徴となる香味（しよゆに係る香味を除く。）に係る原材料が明らかとなるように「塩味」等と併記する。 三 ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰 ばら肉を使用したものにあつては「ベーコン」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーベーコン」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ベーコン」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。 四 ハム缶詰又はハム瓶詰 骨を除いたも肉を使用したものにあつては「ボンレスハム」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースハム」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーハム」と、ばら肉を使用したものにあつては
---	---	---

「ペリーハム」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。 五 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰 ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが二十ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び豚腸を使用したものを除く。）にあつては「ウインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが二十ミリメートル以上三十ミリメートル未満のもの（牛腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）にあつては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）にあつては「ポロニアソーセージ」と、食用肉に豚の脂肪層を加えたものを使用し、臓器及び可食部分（豚脂肪層を除く。）を魚肉並びに鯨肉を加えていないものであつて水分が三十五パーセントを超え五十五パーセント以下のものにあつては「セミドライソーセージ」と、食用肉に種ものを加えたものを使用し、臓器及び可食部分、魚肉並びに鯨肉を加えていないものにあつては「リオナソーセージ」と表示する。ただし、スライス等したものにあつては、「ポロニアソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と表示する。 六 コンドミート缶詰又はコンドミート瓶詰 コンビーフを詰めたものにあつては「コンビーフ」と、コンビーフ以外のコンドミートを詰めたものにあつては「コンドミート」と表示する。ただし、牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の二十パーセント以上のものに限る。）を詰めたものにあつては、「ニューコンドミート」又は「ニューコンミート」と表示することができる。 七 無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰 「無塩せきコンビーフ」と表示する。 八 ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰
---

「ランチョンミート」と表示する。 九 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰 使用した卵の名称の次に、「水煮」と表示する。 十 その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰 イ 「豚肉しよゆが焼」、「鶏そぼろ」、「牛もつ味噌煮」、「うずら卵味付」等と、その内容を表す最も一般的な名称をもって表示する。 ロ 食用肉及びその加工品（調味、ばい焼又は塩漬したものに限る。）（以下「食用肉等」という。）の小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを詰めたものにあつては、イの名称の次に括弧を付して、それぞれ「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。ただし、イの名称から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものであることが明らかである場合はその限りでない。	調味液の種類 表示の方法 水又は水に食塩「水煮」と表示等（しよゆ、する。 食酢及び食用油脂を除く。）を加えたもの 水にしよゆ及び「味付」と表示び砂糖類を加える。 たもの又はこれらにその他の調味料若しくは香料等を加えたもの 食酢又は食酢に「酢漬」と表示香辛料等を加える。 たもの 食用油脂又は食用油に香辛料等を加えたもの トマトソース等の調味液 表示する。ただし、「トマトソース漬」、「クリムソース漬」
---	--

等と表示すること が出来る。 原使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に次に定めるところにより表示する。 名一 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「しよゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「トマトピューレ」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「全粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしよゆ」、「しよゆが」、「グリーンピース」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしよゆその他の香料にあつては、「香辛料」と表示することができる。 二 ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びハム缶詰又はハム瓶詰にあつては、一の規定にかかわらず、使用した豚肉について、「豚ばら肉」、「豚もも肉」等とその部位の名称をもって表示する。 三 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 四 使用した砂糖類が二種類以上の場合には、三の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖
--



加工品	名称	原材料	名称
名称	「粒うに」と、練りうにあっては「練りうに」と、混合うにあっては「混合うに」と表示する。	名称	「うにあえもの」と表示する。
原材料	使用した原材料を、次の一及び二の区分に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。	名称	「うにあえもの」と表示する。
名称	「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。	名称	「うにあえもの」と表示する。
名称	「表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。	名称	「うにあえもの」と表示する。

加工品	名称	原材料	名称
名称	「板わかめ」と表示する。	名称	「うなぎ」等とうなぎの名称をもって表示する。
原材料	使用した原材料を、次の一及び二の区分に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	名称	「うなぎ」等とうなぎの名称をもって表示する。
名称	「表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。	名称	「うなぎ」等とうなぎの名称をもって表示する。

加工品	名称	原材料	名称
名称	「わかめ」と表示する。ただし、湯通し塩蔵わかめを十分に塩抜きしたものを乾燥し材料たものにあつては、湯通し塩蔵わかめを使用しした旨を表示する。	名称	「大豆」等とうなぎの名称をもって表示する。
原材料	使用した原材料を、次の一及び二の区分に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	名称	「大豆」等とうなぎの名称をもって表示する。
名称	「表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。	名称	「大豆」等とうなぎの名称をもって表示する。

加工品	名称	原材料	名称
名称	「うすくちしょうゆ」であつて、本醸造方式によるものは「うすくちしょうゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「うすくちしょうゆ（混合醸造）」と表示する。	名称	「しょうゆ（混合色）」と表示する。
原材料	使用した原材料を、次の一及び二の区分に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。	名称	「しょうゆ（混合色）」と表示する。
名称	「表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。	名称	「しょうゆ（混合色）」と表示する。

ウスターソース類

「解調味液にあつては「発酵分解調味液」と表示する。

名 ウスターソースにあつては「ウスターソース」と、中濃ソースにあつては「中濃ソース」と、濃厚ソースにあつては「濃厚ソース」と表示する。ただし、無塩可溶性固形分が三十三パーセント以上のウスターソースにあつては、「ウスターソース（こいくち）」と表示することができる。

原 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるとこの材料により表示する。

名 野菜及び果実等は、「野菜・果実」（野菜のみ）の場合には、「野菜」とする。）の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「たまねぎ」、「にんじん」、「トマト」、「りんご」、「デーツ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、表示する野菜及び果実の名称が四種類以上となる場合は、割合の高いものから順に三種類の名称を表示してその他の名称は「その他」と表示することができる。

二 砂糖類は、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

三 使用した砂糖類が二種類以上の場合には、二の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する

レッドシソ及びグリーンシソ調味料

る場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

四 食酢は、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。

五 四の規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

六 野菜及び果実、砂糖類並びに食酢以外の原材料は、「食塩」、「でん粉」、「肉エキス」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

添加物 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の物の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

名 マヨネーズにあつては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあつては「サラダクリーミードレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあつては「半固体状ドレッシング」と、乳状液状ドレッシングにあつては「乳状液状ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあつては「分離液状ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあつては「ドレッシングタイプ調味料」と表示する。

調味料

原 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるとこの材料により表示する。

名 一 食用植物油は、「食用植物油」と表示する。

二 一の規定にかかわらず、食用植物油にあっては、「食用植物油」の文字の次に括弧を付して、「大豆油、なたね油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する食用植物油が一種類であるときは、「食用植物油」の文字及び括弧を省略することができる。

三 食酢は「醸造酢」等と、かんきつ類の果汁は「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

四 三の規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に括弧を付して、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。

五 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、表示する砂糖類が一種類である場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び括弧を省略することができる。

六 食用植物油、醸造酢、かんきつ類の果汁及び砂糖類以外の原材料は、「卵黄」、「たん白加水分解物」、「食塩」、「でん粉」、「からし」、「こしょう」、「トマトペースト」

食酢類

等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、からし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

内 第三条第一項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、半固体状ドレッシングにあつては内容重量をグラム又はキログラムの単位で、乳状液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングにあつては内容積をミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して表示する。

米酢にあつては「米酢」と、米黒酢にあつては「米黒酢」と、大麦黒酢にあつては「大麦黒酢」と、米酢、米黒酢及び大麦黒酢以外の穀物酢にあつては「穀物酢」と、りんご酢にあつては「りんご酢」と、ぶどう酢にあつては「ぶどう酢」と、りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢にあつては「果実酢」と、穀物酢及び果実酢以外の醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成酢にあつては「合成酢」と表示する。ただし、醸造酢のうち穀類（甘しょ、ばれいしょ又はかぼちゃを醸造酢の原料とする場合において、こうじに使用する穀類を除く。以下この項において同じ。）及び果実を使用しないものであつて、一種類の野菜、その他の農産物又は蜂蜜（それぞれ次の表に定めるものに限る。）をそれぞれ次の表に定める重量以上使用しており、かつ、使用した原材料のうち当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の重量の割合が最も高い場合には「醸造酢（〇〇酢）（〇〇は当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の名称とする。）」と、醸造酢のうち穀類、果実、その他の農産物及び蜂蜜を使用しないものであつて、二種類以上の野菜を使用し、そのうちの一種類以上の野菜を表に定める重量以上使用しており、かつ、使用した原材料のうち野菜の重量の割合が最も高い場合には「醸造酢（野菜酢）」と表示することができる。

野菜、その他の醸造酢	リットル	農産物及び蜂蜜	相当りの使用量
甘しょ	八十グラム		
ばれいしょ	百三十グラム		
かぼちゃ	二百六十グラム		

風味調味料

たまねぎ	三百グラム
にんじん	三百三十グラム
トマト	五百七十グラム
さとうきび	百十グラム(搾汁の重量とする)
蜂蜜	三十グラム

第三条第一項の表の添加物の項に定めるほか、合成酢に使用される氷酢酸又は酢酸の規定にかかわらず、「氷酢酸」又は「酢酸」と表示する。

名称「風味調味料」と表示する。ただし、表1の算式により算出した表2の上欄の風味原料の配合率が八・三パーセント以上のものにあつては、同表の下欄の種類名を「風味調味料」の文字の次に、括弧を付して表示する。

表1  
算式  
(使用する粉末の風味原料の重量) × (使用する粉末の風味原料の固乾燥含有率(%) + 使用する抽出濃縮物の風味原料の重量) × (使用する抽出濃縮物の風味原料の固乾燥含有率(%)) ÷ 製品の内容量(g) × 1000

風味原料	種類名
かつおぶしの粉末並びにかつおぶし及びかつおの抽出濃縮物	かつお等
かつおぶし及びかつお	かつお等
かつおぶしの粉末並びにかつおぶし及びかつおの抽出濃縮物	かつお等
かつおぶし及びかつお	かつお等
かつおぶしの粉末並びにかつおぶし及びかつおの抽出濃縮物	かつお等
かつおぶし及びかつお	かつお等
かつおぶしの粉末並びにかつおぶし及びかつおの抽出濃縮物	かつお等
かつおぶし及びかつお	かつお等

あじぶしの粉末及び抽あじ	抽出濃縮物
いわしぶしの粉末及びいわし抽出濃縮物	抽出濃縮物
煮干いわし及び煮干と煮干し	煮干し
びうおの粉末及び抽出濃縮物	抽出濃縮物
煮干貝柱の粉末並びに貝柱	抽出濃縮物
煮干貝柱及び貝柱の抽出濃縮物	抽出濃縮物
こんぶの粉末及び抽出こんぶ濃縮物	抽出濃縮物
乾しいたけの粉末並びに乾しいたけ及びしいたけの抽出濃縮物	抽出濃縮物

原使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるとこの材料により表示する。

名一 風味原料は、「風味原料」の文字の次に、括弧を付して、「かつおぶし粉末」、「かつおエキス」、「さばぶし粉末」、「あじぶし粉末」、「煮干いわし粉末」、「煮干貝柱粉末」、「貝柱エキス」、「こんぶ粉末」、「こんぶエキス」、「乾しいたけ粉末」、「しいたけエキス」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖液糖と砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖と砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖と砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

三 二の規定にかかわらず、表示する砂糖類の名称が一種類となる場合は、「砂糖類」

乾燥

又は「糖類」の文字及び砂糖類の名称に付する括弧を省略することができる。

四 風味原料及び砂糖類以外の原材料は、「食塩」、「たん白加水分解物」、「でん粉」又は「デキストリン」とその最も一般的な名称をもって表示する。

名一 乾燥コンソメにあつては「乾燥スープ(コンソメ)」と、乾燥ポタージュにあつては「乾燥スープ(ポタージュ)」と、その他の乾燥スープにあつては「乾燥スープ」と表示する。ただし、その他の乾燥スープにあつては「乾燥スープ(中華風)」、「乾燥スープ(和風)」等とスープの特性を表す用語を表示することができる。

原使用した原材料を、次の一及び二の区分に材料より、一及び二の順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。

名一 うきみ又は具以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。

イ 「小麦粉」、「脱脂粉乳」、「食塩」、「食用植物油」、「砂糖」、「鶏肉」、「たまねぎ」、「たん白加水分解物」、「デキストリン」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

ロ イの規定にかかわらず、香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。

二 うきみ又は具は、「うきみ」、「具」又は「うきみ・具」の文字の次に、括弧を付して、「鶏肉、卵、にんじん、パセリ、マッシュルーム」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

添加した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示するとともに、内容重量の表示の文字の次に括弧を付して「1人0.01で0人前」等と表示する。ただし、一人前ずつ個包装されているものにあつては、「1人0.01で0人前」等の表示を省略することができる。

食用植物油

名一 食用サフラワー油にあつては「食用サフラワー油」と、食用ぶどう油にあつては「食用ぶどう油」と、食用大豆油にあつては「食用大豆油」と、食用ひまわり油にあつては「食用ひまわり油」と、食用小麦はい芽油にあつては「食用小麦はい芽油」と、食用とうもろこし油にあつては「食用とうもろこし油」と、食用綿実油にあつては「食用綿実油」と、食用ごま油にあつては「食用ごま油」と、食用なたね油にあつては「食用なたね油」と、食用こめ油にあつては「食用こめ油」と、食用落花生油にあつては「食用落花生油」と、食用オリーブ油にあつては「食用オリーブ油」と、食用パーム油にあつては「食用パーム油」と、食用オレイン油にあつては「食用オレイン油」と、食用調合油にあつては「食用調合油」と、香味食用油にあつては「香味食用油」と表示する。ただし、香味食用油にあつては「ラー油」等と表示することができる。

原使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるとこの材料により表示する。

名一 原料食用油脂は、「食用サフラワー油」、「食用ぶどう油」、「食用大豆油」、「食用ひまわり油」、「食用小麦はい芽油」、「食用とうもろこし油」、「食用綿実油」、「食用ごま油」、「食用なたね油」、「食用こめ油」、「食用落花生油」、「食用オリーブ油」、「食用パーム油」、「食用オレイン油」等と表示することとし、食用調合油及び香味食用油にあつては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、食用サフラワー油及び食用ひまわり油のうち、ハイリノレック種の種子から採取したものにあつては「ハイリノール」と、ハイオレック種の種子から採取したものにあっては「ハイオレック」と、これらを併用する場合にあつては「ハイリノール、ハイオレック」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に、原料食用油脂の名称の文字の次に、括弧を付して表示することができる。

二 原料食用油脂以外の原材料は、「しよが」、「しょうゆ」、「ポークエキス」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に





ル   ボ   ト   ミ   ド   ル   チ	<p>原材料名に併記しないで表示することができる。</p> <p>第三条第一項の表の内容及び又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものには、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>「チルドミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであって一種類の肉のみを使用したものには、「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」等の食肉の種類を表示することができる。</p> <p>原材料名に併記しないで表示する。ただし、ソースを加えたものには、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>「チルドミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであって一種類の肉のみを使用したものには、「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」等の食肉の種類を表示することができる。</p> <p>原材料名に併記しないで表示する。ただし、ソースを加えたものには、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>「チルドミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに肉様の組織を有する植物性たんぱくを使用していないものであって一種類の肉のみを使用したものには、「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」等の食肉の種類を表示することができる。</p>
---------------------------	--

類   ぞ   う   よ   ぎ   ド   ル   チ	<p>二 ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、「ソース」の文字の次に、括弧を付して、「トマトピューレ」、「こしょう」、「砂糖」等とその最も一般的な名称をもって、ソースの原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものにあっては、ソースの原材料名に併記して、ソースの原材料に添加したものにあっては、ソースの原材料名に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従って表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。</p> <p>二 一の本文の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものと及びソースの原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に添加したものにあっては「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。</p> <p>第三条第一項の表の内容及び又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものには、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 「チルドぎょうざ」、「チルドしゅうまい」、「チルド春巻」又は「チルドばおず」(以下「チルドぎょうざ」等」と総称する。)と表示する。</p> <p>二 あんに占める魚肉の重量の割合が食肉より高いものには、「チルドぎょうざ」、「チルド春巻」又は「チルドばおず」等の文字の次に、括弧を付して、「魚肉」と表示する。</p> <p>三 あんに占める食肉の重量の割合及び魚肉の重量の割合がいずれもチルドぎょうざにあっては二十パーセント未満、チルドしゅうまいにあっては二十五パーセント未満、チルド春巻又はチルドばおずにあっては十パーセント未満である場合は、二の規定にかかわらず、「チルドぎょうざ」等の</p>
-------------------------------	---

品   食   く   ぼ   ん   た   性   物   (   植   物   )   品   食   チ   ウ   パ   ト   ル   ト   レ	<p>文字の次に、括弧を付して、「野菜」と表示する。</p> <p>原材料名に併記しないで表示する。ただし、ソースを加えたものには、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 あんの原材料を、次に定めるところにより表示する。</p> <p>(1) 「豚肉」、「たら」、「たまねぎ」、「えび」、「豚胃」、「豚脂」、「粒状植物性たんぱく」、「魚肉加工品」、「小麦粉」、「でん粉」、「ゼラチン」、「食塩」、「砂糖」、「しよが」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、香辛料にあっては「香辛料」と、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。</p> <p>(2) 使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが二種類以上である場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉、豚肉」、「たら、はも」、「たまねぎ、グリーンピース」、「小麦粉、でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>(3) 使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、(1)の規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たんぱく」又は「繊維状・粒状植物性たんぱく」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>皮の原材料を、「皮」の文字の次に、括弧を付して、「小麦粉、米粉、食塩、植物油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。</p> <p>二 加熱調理用の食用油脂の原材料は、「揚げ油」又は「いため油」の文字の次に、括弧を付して、「大豆油、なたね油、ラー油」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>三 添付油等の原材料は、「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字の次に、括弧を付して、「綿実油」、</p>
---	--

品   食   く   ぼ   ん   た   性   物   (   植   物   )   品   食   チ   ウ   パ   ト   ル   ト   レ	<p>「ラード」、「にんにく」、「しよゆ」、「からし」、「ラー油」等とその最も一般的な名称をもって、配合された重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の規定に従って表示する。ただし、添付油等の原材料に添加したものにあっては、添付油等の原材料名に併記して、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従って表示する。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、添加物を、添付油等の原材料以外の原材料に添加したものと及び添付油等の原材料に添加したものに区分して、添付油等の原材料に添加したものにあっては「添付油」、「添付調味料」、「たれ」又は「添付香辛料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>「カレー」(野菜を原材料として使用したカレー)であって、食肉鳥卵及びその加工品並びに魚肉を使用していないものには、「野菜カレー」と表示する。</p> <p>二 ハヤシ、ぜんざい、ハンバーグステーキ及びミートボール</p> <p>ハヤシにあっては「ハヤシ」と、ぜんざいにあっては「ぜんざい」と、ハンバーグステーキにあっては「ハンバーグステーキ」と、ミートボールにあっては「ミートボール」と表示する。</p> <p>三 パスタソース</p> <p>「パスタソース」と表示する。ただし、食肉を原材料として使用したものであって臓器及び可食部分、魚肉並びに肉様植たんを</p>
---	---

使用していないものにあつては、「ミートソース」と表示する。

四 まあぼ料理のもとと表示する。ただし、豆腐又はなすとともに調理して食用に供するよう調製したものにあつては、それぞれ「まあぼ豆腐のもと」又は「まあぼなすのもと」と表示する。

五 混ぜごはんのもと類  
米又は麦を炊飯したものに混ぜて食用に供するよう調製したものにあつては「混ぜごはんのもと」と、米又は麦とともに炊飯して食用に供するよう調製したものにあつては「たきこみごはんのもと」と、米又は麦を炊飯したものとともいたためて食用に供するよう調製したものにあつては「いためごはんのもと」と表示する。ただし、「まぜごはんのもと」、「たきこみごはんのもと」又は「いためごはんのもと」の文字の次に、括弧を付して、「五目ずしのもと」、「かまめしのもと」、「チャーハンのもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

六 どんぶりもののもと  
牛どんものもと（牛肉を原材料として使用したものであつて、それ以外の食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないものをいう。以下レトルトパウチ食品の項において同じ。）にあつては「牛どんものもと」と、それ以外のものにあつては「どんぶりもののもと」と表示する。ただし、牛どんものもと以外のものにあつては、「どんぶりもののもと」の文字の次に、括弧を付して、「親子どんぶりものもと」、「かつどんのものもと」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

七 シチュー  
「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあつては、「クリームシチュー」と表示する。

八 スープ  
「スープ」と表示する。ただし、「スープ」の文字の次に、括弧を付して、「コンソメ」、「ポタージュ」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

九 和風汁物  
「和風汁物」と表示する。ただし、「和風汁物」の文字の次に、括弧を付して、「かす

汁」、「みそ汁」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

十 米飯類  
「米飯類」と表示する。ただし、「米飯類」の文字の次に、括弧を付して、「赤飯」、「五目ごはん」、「かゆ」、「ぞうすい」等と製品の一般的な名称を表示することができる。

十一 食肉味付  
ロイの規定にかかわらず、そうぎいを添えたものにあつては、「べんとう」と表示する。

十二 食肉油漬け  
イ 使用した食肉の名称の次に「油漬」と表示する。ただし、小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を使用したものにあつては、「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と表示する。

十三 食肉等  
食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「○○肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「○○もつ」と表示することができる。

十四 食肉等  
食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「○○肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「○○もつ」と表示することができる。

十五 食肉等  
食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「○○肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「○○もつ」と表示することができる。

十三 魚肉味付及び魚肉油漬け  
イ 使用した魚肉の名称の次に「味付」又は「油漬」と表示する。ただし、「味付」の文字の次に、括弧を付して、「しょうゆ味」、「トマト味」等とその味付けを表す一般的な名称を表示することができる。

十四 魚肉味付のうち、ばい焼したものにあつては、イの規定にかかわらず、「てり焼」又は「かば焼」と表示することができる。

十五 魚肉の名称は、「まぐろ」、「かつお」、「さば」、「うなぎ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

十六 小肉片又は砕き肉を詰めたものにあつては、イの「味付」又は「油漬」の文字の次に「・」を付して、「小肉片」又は「砕き肉」と表示すること。ただし、小肉片にあつては「チャック」と、砕き肉にあつては「フレック」と表示することができる。

十七 一から十三までに掲げるもの以外のもの  
その内容を識別できる最も一般的な名称をもって表示する。

十八 一 使用した原材料にあつては、次に定めるところにより表示する。  
イ 「牛肉」、「牛舌」、「豚肝臓」、「鶏卵」、「まぐろ」、「えび」、「粒状植物性たん白」、「たまねぎ」、「にんじん」、「ばれいしょ」、「マッシュルーム」、「りんご」、「米」、「麦」、「小豆」、「チーズ」、「油揚げ」、「牛乳」、「パン粉」、「小麦粉」、「でん粉」、「トマトペースト」、「牛肉エキス」、「ウスターソース」、「しょうゆ」、「みりん」、「綿実油」、「カレー粉」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

十九 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。

二十 食肉油漬け又は魚肉油漬けであつて、使用する砂糖類が二種類以上であり、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たない場合には、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。

二十一 使用した食肉等、魚肉、野菜若しくは果実又はつなぎが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「食肉等」（食肉のみを使用した場合は、「食肉」）、「魚肉」、「野菜・果実」（野菜のみを使用した場合は「野菜」、果実のみを使用した場合は「果実」）又は「つなぎ」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉、牛肝臓」、「まぐろ、たら、あさり」、「たまねぎ、にんじん、りんご」、「パン粉、でん粉」等と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二十二 使用した肉様植たんが二種類以上である場合は、イの規定にかかわらず、「粒状・繊維状植物性たん白」と、繊維状・粒状植物性たん白と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二十三 スープであつて、うきみを加えた場合におけるうきみの原材料は、一の規定にかかわらず、「うきみ」の文字の次に括弧を付して、「鶏肉、えび、粒状植物性たん白、マッシュルーム、パミセリー」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

二十四 ハンバーグステーキ又はミートボールであつて、ソースを加えた場合におけるソースの原材料は、一の規定にかかわらず、「ソース」の文字の次に括弧を付して、「牛肉エキス、トマトペースト、りんごピューレー、ウスターソース、食塩、砂糖、こし

調 理 品 食 料 及 調 理 品 食 料	
<p>よう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 使用した添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものに於ては、ソースの原材料以外の原材料名を表示し併記して、ソースの原材料に併記して、ソースの原材料名の表示に併記して、それぞれ添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。</p> <p>二 一の規定にかかわらず、添加物を、ソースの原材料以外の原材料に添加したものと、ソースの原材料に添加したものに区分して、ソースの原材料に併記したものに於ては、「ソース」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。</p> <p>内 第三条第一項の表の容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、ソースを加えたものにあつては、内容重量及びソースを除いた固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p> <p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰</p> <p>一 製品の内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した食肉の名称の次に、「野菜煮」と表示し、又は特定の野菜を使用したものにあつては、「野菜煮」に代えて「たけのこ煮」等と表示することができる。</p> <p>ロ 食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>ハ 三種類以上の食肉を使用したものにあつては、イ及びロの規定にかかわらず、「食肉野菜煮」と表示する。</p> <p>ニ イからハまでの規定にかかわらず、一種類の野菜を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が三十パーセント未満十パーセント以上のもの及び二種類以上の野菜等（野菜、きのこ類、豆腐、しらたき等をいう。）を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が二十パーセント未満十パーセント以上のものにあつては、</p>	<p>「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等（三種類以上の食肉を使用したものについては、「食肉入り」と表示し、固形量に対する食肉の重量の割合が十パーセント未満のものにあつては、食肉の名称を付さずに「野菜煮（食肉入り）」と表示する。</p> <p>二 カレー缶詰又はカレー瓶詰</p> <p>「カレー」と表示する。</p> <p>三 シチュー缶詰又はシチュー瓶詰</p> <p>「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあつては、「シチュー（クリーム煮）」と表示する。</p> <p>四 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰</p> <p>イ 製品の内容を最もよく表す名称を表示する。</p> <p>ロ 牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあつては、イの規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと表示する。</p> <p>ハ 骨付の食肉を使用したものにあつては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と表示する。</p>

調 理 品 食 料 及 調 理 品 食 料	
<p>次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 「牛肉」、「たけのこ」、「しいたけ」、「焼豆腐」、「しらたき」、「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「綿実油」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</p> <p>ロ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等と</p>	<p>「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等（三種類以上の食肉を使用したものについては、「食肉入り」と表示し、固形量に対する食肉の重量の割合が十パーセント未満のものにあつては、食肉の名称を付さずに「野菜煮（食肉入り）」と表示する。</p> <p>二 カレー缶詰又はカレー瓶詰</p> <p>「カレー」と表示する。</p> <p>三 シチュー缶詰又はシチュー瓶詰</p> <p>「シチュー」と表示する。ただし、クリームシチューにあつては、「シチュー（クリーム煮）」と表示する。</p> <p>四 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰</p> <p>イ 製品の内容を最もよく表す名称を表示する。</p> <p>ロ 牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあつては、イの規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと表示する。</p> <p>ハ 骨付の食肉を使用したものにあつては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と表示する。</p>

<p>その最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。また、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ニ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあつては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。</p> <p>ホ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。</p> <p>二 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰</p> <p>イ 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食</p>	<p>その最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。また、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ニ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、使用した野菜が四種類以上の場合にあつては、高いものから順に三種類の野菜の名称を表示してその他の野菜の名称は「その他」と表示することができる。</p> <p>ホ 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により表示する。</p> <p>二 その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰</p> <p>イ 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食</p>
---	---

<p>「砂糖類」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。また、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ニ 砂糖類が二種類以上であつて、砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。</p> <p>ホ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は</p>	<p>「砂糖類」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ハ 使用した砂糖類が二種類以上の場合、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。また、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</p> <p>ニ 砂糖類が二種類以上であつて、砂糖類の合計重量が調味液の重量の百分の一に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と表示することができる。</p> <p>ホ 使用した食肉又は野菜がそれぞれ二種類以上の組合せである場合は、イの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は</p>
--	--

炭酸飲料	
名称	原料
「炭酸飲料」と表示する。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を表示することができる。	使用した原材料を、原材料に占める重量の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。
「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「高果糖液糖」、「オレンジ果汁」、「乳酸菌飲料」等、その最も一般的な名称を表示する。ただし、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖・高果糖液糖」と表示する。	二 印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭酸飲料について、表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、一の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。
	三 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあっては「液糖」と、「砂糖

果実飲料	
名称	原料
糖・ぶどう糖果糖液糖、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高果糖液糖」にあっては「砂糖・液糖」と表示することができる。	次に定めるところにより表示する。
四 原材料及び添加物として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあっては、水の表示は、省略することができる。	一 果実ジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（ペインアップルにあってはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを含む。）にあっては「〇〇ジュース（濃縮還元）」と、還元果汁を使用したものにあっては「〇〇ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものであっては「〇〇ジュース」と表示し、「〇〇」には使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「〇〇ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
	二 果実ミックスジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（ペインアップルにあってはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあっては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあっては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「果実ミックスジュース」と表示する。
	ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあつては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
	三 果粒入り果実ジュースであって、還元果汁を使用したものにあっては「〇〇果粒

入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「〇〇果粒入り果実ジュース」と表示し、「〇〇」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「〇〇果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。	四 果実・野菜ミックスジュースにあっては、「果実・野菜ミックスジュース」と表示し、果粒を加えたものにあっては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と表示する。ただし、砂糖類又は蜂蜜を加えたものにあっては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と表示し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
五 一から四までに規定する名称の文字の次又は最後に「濃縮還元」、「（加糖）」又は「（炭酸ガス入り）」と二以上表示すべき場合は、「濃縮還元・加糖」等と表示することができる。	六 果汁入り飲料にあっては、「〇〇%△△果汁入り飲料」と表示する。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであって、一種類の果実を使用したものにあっては「〇〇」には糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、蜂蜜等の糖用屈折計示度を除く。六において同じ。）の別表第三の果実飲料の項の表3（以下この項において「表3」という。）の糖用屈折計示度の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。六において同じ。）について別表第三の果実飲料の項の表4（以下この項において「表4」という。）の酸度の基準）に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を表示し、二種類以上の果実を使用したものにあっては「〇〇」には糖用屈折計示度又は酸度の使用した果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により表3又は表4の基準を

飲料	
名称	原料
按分したものを合計して算出した基準に対する割合を、「△△」には「混合」と表示し、果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては「〇〇」には果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を、「△△」には一種類の果実を使用したものにあっては使用した果実の最も一般的な名称を、二種類以上の果実を使用したものにあっては「混合」と表示する。	八 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあっては、六に定める名称の文字の前に「〇〇倍希釈時」と表示し、「〇」には使用方法に表示した希釈倍数を表示する。ただし、別表第十九の果実飲料の希釈時の果実の割合の項に定める表示がなされている場合は省略することができる。
	七 六の規定にかかわらず、果汁入り飲料であつて、果粒を加えたものにあつては「〇〇%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあっては「〇〇%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と表示する。
	使用した原材料を、原材料に占める重量の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。
	一 使用した果実にあつては、その最も一般的な名称を表示し、果粒入り果実ジュースの果粒にあっては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が二種類以上のものであつては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に二種類の果実名を表示し、その他の果実にあつては、「その他」と表示することができる。
	二 みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあっては、一の規定にかかわらず、オレンジ以外の果実について、「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と表示することができる。
	三 使用した野菜にあつては、その最も一般的な名称を表示する。ただし、使用した野菜の種類が二種類以上のものであつては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、







糖質 g	灰分及び水分の量に於ては、次に掲げる区分に応じ、次に定める方法により測定すること。 一 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法 二 水分 カールフィッシャー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法 三 糖質 当該食品の質プラス・マイナス〇・量から、たんぱく質、脂肪、(ただし、当該食品繊維、灰品百グラム当たり及び水分の(清涼飲料水等に量を除く)として、百ミリ算定すること。リットル当たり)この場合における糖質の量が二・五グラム未満の場合、当該食品繊維のナス〇・五グラムに於ては、(ム)
---------	---

糖類 g	糖類(単糖又は二糖)は、次に掲げる方法により測定すること。 一 ガスクロマトグラフィー又は高速液体クロマトグラフィー法 二 (清涼飲料水等に於ては、百ミリリットル当たり)の糖類の量が二・五グラム未満の場合、当該食品繊維のナス〇・五グラム	測定の方法により測定すること。 糖類(単糖又は二糖)は、次に掲げる方法により測定すること。 一 ガスクロマトグラフィー又は高速液体クロマトグラフィー法 二 (清涼飲料水等に於ては、百ミリリットル当たり)の糖類の量が二・五グラム未満の場合、当該食品繊維のナス〇・五グラム
---------	--	---

鉄 mg	銅 mg	ナトリウム mg	リウマチ mg	マグネシウム mg	カルシウム mg	カリウム mg	亜鉛 mg	食物繊維 g	糖質 g	灰分及び水分の量に於ては、次に掲げる区分に応じ、次に定める方法により測定すること。 一 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法 二 水分 カールフィッシャー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法 三 糖質 当該食品の質プラス・マイナス〇・量から、たんぱく質、脂肪、(ただし、当該食品繊維、灰品百グラム当たり及び水分の(清涼飲料水等に量を除く)として、百ミリ算定すること。リットル当たり)この場合における糖質の量が二・五グラム未満の場合、当該食品繊維のナス〇・五グラムに於ては、(ム)
---------	---------	-------------	------------	--------------	-------------	------------	----------	-----------	---------	---

リン mg	ナイアシ mg	パント mg	チン mg	ビオ mg	ア mg	ナ mg	リ mg	結合プラズマ 質量法	糖類 g	灰分及び水分の量に於ては、次に掲げる区分に応じ、次に定める方法により測定すること。 一 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法 二 水分 カールフィッシャー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法 三 糖質 当該食品の質プラス・マイナス〇・量から、たんぱく質、脂肪、(ただし、当該食品繊維、灰品百グラム当たり及び水分の(清涼飲料水等に量を除く)として、百ミリ算定すること。リットル当たり)この場合における糖質の量が二・五グラム未満の場合、当該食品繊維のナス〇・五グラムに於ては、(ム)
----------	------------	-----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------------	---------	---















部中 の心	製食 品肉	加 熱	（特 定	旨	製食 品肉	加 熱	特 定	「特 定加 熱食 肉製 品」 の文 字等 特定 加	。限 るに	品肉 製食	熱 （非 加	性分 活	び 水	数 及	ン 指	イ オ	水 素	。限 るに	。同 じ下	以 く	を製 品肉	製食 乾燥	した う	をも す	販し る	品肉 製食	熱 と製
----------	----------	--------	---------	---	----------	--------	--------	---	----------	----------	--------------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	----------	--------	----------	----------	---------	---------	---------	----------	---------

。同以除品肉熱非及製食乾したうを製食つを殺加よ法の以方すを効上等とこ又方す加分三度十氏を温にじ下く。を製食加び品肉燥、だ。い品肉た行菌熱るに方外法る有力の以回れは法る熱間十で三六摂度

加 熱	のた 菌熱 後殺	れに 入	包 装	器 後	るに 限	を製 品肉	製食 品肉	外以 製食	品肉 製食	熱 （特 定	び 加	品肉 製食	熱 非 加	製 品	食 肉	（加 熱	るに 旨	製食 品肉	加 熱	（特 定	旨	製食 品肉	加 熱	活 性	水 分	。限 るに
--------	----------------	---------	--------	--------	---------	----------	----------	----------	----------	--------------	--------	----------	-------------	--------	--------	---------	---------	----------	--------	---------	---	----------	--------	--------	--------	----------

乳 （加 に工	率百 分量	重 の肪	分 乳	脂 形	固 乳	脂 無	に れ	並 含	料名 2	な原 順1	主 要	旨 の	そ は、	あ つ	乳 に	別 に	い 特	し な	（殺 菌	時 間	及 び	温 度	殺 菌	種 類	るに 限	製食 品肉	（加 熱	のの た	入 装	器 後	殺 菌
---------------	----------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	----------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	----------	---------	---------	--------	--------	--------

<p>常温「種類別〇〇」の次に「(常温保存可能の品)」の文字を表示する。</p>	<p>乳製品 乳等命令第二条の定義に従った種類別を 表示する。この場合において、チーズにあつてはナチュラルチーズ又はプロセスチーズの別、アイスクリーム類にあつてはアイスクリーム、アイスミルク又はラクトアイスの別を表示する。</p>
--	---

<p>主成分又は乳製品以外に混合したもの、混合物又は主要成分の及ぶ量の多少にかかわらずその製品の特性に不可欠なもの、名称を表示する。</p>	<p>乳製品 乳製「種類別〇〇」の次に「(乳製品)」の文字を表示する。</p>
--	---

<p>無脂肪乳及び脂肪分含有率の表示は、動物性脂肪を取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。</p>	<p>乳製品 1 主要な混合物の名称は、調製粉乳にあっては、乳又は乳製品以外に混合したもの、うち主要なもの及び量の多量にかかわらずその製品の組成に必要不可欠なもの、名称を表示し、それ以外のものにあっては、「しよ糖」と表示する。 2 1の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。</p>
--	---

<p>動物の種類 動物の種類を、当該動物の乳を使用したものが多い順に表示する。</p>	<p>乳製品 乳製「種類別〇〇」の次に「(乳製品)」の文字を表示する。</p>
---	---







し配以ント十し煮(庄合し煮)庄	〇限のたん充ス性不かれに包容あ性(気密の法)密	〇限合いいし使称の魚てた用に
た合上トセパを干搾率配干搾実配合率を下回らない十の整数倍の数	るにもしてをガ活、入装器るの「不活性ガス充てん、気密容器入り」方と表示する。ただし、「不活性ガス」については、その固有の名称で表示することができる。	るに場なて用を名類の全し使

材原をぐふ	のもえあにう	品工加にう
で特トロ	〇限合いいし使語の名名(語)の	〇限合いいし使語の名名(語)の
き定表示する。	るに場なて用を名名(語)の	るに場なて用を名名(語)の
加工年月日である旨の文字を冠した	に含表示する。	に含表示する。
その	に含表示する。	に含表示する。

県香橘海(ふな類のふ(名水漁	類のふ(名水漁	品工加ぐふるすと料
及川、	漁獲水域	のるも
	漁獲水域名を表示する。	原料ふぐ(以下「標準和名」という。)で表示する。種るとともに、「標準和名」の文字を
	一 たらふぐ	
	二 からす	
	三 まふぐ	
	四 しまふぐ	
	五 しょうさいふぐ	
	六 なしふぐ	
	七 こもんふぐ	
	八 ひがふぐ	
	九 くさふぐ	
	十 ごまふぐ	
	十一 あかめふぐ	
	十二 むしふぐ	
	十三 めふぐ	
	十四 しろさばふぐ	
	十五 しろさばふぐ	
	十六 かなふぐ	
	十七 よりとふぐ	
	十八 くまさかふぐ	
	十九 ほしふぐ	
	二十 さぎなみふぐ	
	二十一 もようふぐ	
	二十二 いしがきふぐ	
	二十三 はりせんぼん	
	二十四 ひとづらはりせんぼん	
	二十五 ねずみふぐ	
	二十六 はこふぐ	
	二十七 さんさいふぐ	

るにもす料原巢のるにもれ理き基領る定県長さ漁湾び海(有ふな又もす料原肉のるにもれ獲で海戸の山び	るにもす料原巢のるにもれ理き基領る定県長さ漁湾び海(有ふな又もす料原肉のるにもれ獲で海戸の山び
〇限のると材を精(〇限のたさ処づに要めが崎、獲で橘及明ぐしはのると材を筋)	〇限のると材を精(〇限のたさ漁域内瀬県岡







<p>旨れに包容し凍後げで油食 た入装器、結、た揚脂用 装に入れれた旨を表示する。</p>	<p>限のいで困理の個 るにもな難が管数 (内容 個数 示す。</p>	<p>使用 方法 解凍方法、調理方法等を表示する。</p>	<p>るにもえを 限のる超 ( ントセ 十はつ はつ にもげ で油 (食 ントセ 十はつ</p>
---	---	---------------------------------------	--

<p>トユッフ冷又トシユッフ冷トミ冷キテグバハ(旨ん煮スソ又た加ソ ルボシイ凍はグバハシイ凍、ボト凍、トスイン凍 だ込でしは旨え をだ旨を表示する。</p>	<p>るにもれに包容し凍後げで油(食 限のた入装器、結、た揚脂用 ) ソソースを加えた旨又はソースで煮込ん</p>
--	---

<p>の魚 含値により、パーセントの単位をもつ</p>	<p>限のの未ント十が有の食つでくをし具はつにもえをしは具ら(ルボト凍びグバハ るにも満トセパ四率含肉、あ)除スソ又、てあのた加スソ又これ (冷凍示する。 食肉実含有率を上回らない五の整数倍の数 有率で、単位を明記した食肉の含有率を表</p>
---------------------------------	---

<p>ドルチ 方法 調理食品の特性に応じて表示する。</p>	<p>限のの未ント十が有の魚つでくをし具はつにもえをしは具ら(トユッフ冷又トシユッフ るにも満トセパ四率含肉てあ)除スソ又、てあのた加スソ又これルボシイ凍はグバハシイ (冷凍示する。 有率で、単位を明記した魚肉の含有率を表</p>
--	---

<p>パ十はつにまゆドチント、セパ十はつにおドチ又うぎ</p>	<p>類ざうよぎドルチ 率皮方調 のの実比率を下回らない五の整数倍の数値 「チル」により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。</p>	<p>ルロボトミドルチび及キテスグパンハ 「チルド」と表示する。</p>
<p>る主し使てと一名商てあ合いり肉が割量の魚めに（あ）語の肉「魚」と表示する。</p>	<p>「チルド」と表示する。</p>	<p>限合る超トセパ五てあ巻ドチトセ るに場えをントはつに春ルン</p>
<p>パ十はつにまゆドチ未ント十はつにうぎルもずが割量の魚及割量の食めに（あ）語の菜「野」に場なて示を名肉 トセパ二てあざよドチれい合の重肉び合の重肉る占ん 「肉」の用語に関する規定にかかわら</p>	<p>「野」の用語に関する規定にかかわら</p>	<p>る）限合いいし表称の</p>
<p>加圧加詰装包器容 入装器の密を食るに場なて示を名菜る主し使てと一名商てあ合るで未ント十てあずぱルは巻ドチ満トセ れ、に包容あ性品「気密性容器に密封し加圧加熱殺菌」 れ、密封した後、加圧加熱殺菌した旨 を示す文言を表示する。</p>	<p>「気密性容器に密封し加圧加熱殺菌」</p>	<p>る）限合いいし表称の野たた用し部の品つに場あ満トセパはつにおドチ又春ル未ン</p>





（たけつ、大ききの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。）

三号缶	二号缶	一号缶	記号及びその略号	大きさ
は四個又五個以上	は四個又五個以上	は四個又五個以上	(L)	大きさ
は四個又五個以上	は四個又五個以上	は四個又五個以上	(M)	
は四個又五個以上	は四個又五個以上	は四個又五個以上	(S)	
は四個又五個以上	は四個又五個以上	は四個又五個以上	(T)	特小

（たけつ、大ききの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。）

（アス、パイラ大、中若しくは小である旨又はその略号が示す基部の太さをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。）

七号缶	五号缶	四号缶	その他	五個以上
は四個又五個以上	は四個又五個以上	は四個又五個以上	の他の号缶から七号缶までの缶型の個数をもとにその水の容積比により換算した及び瓶個数とする。	以下
は四個又五個以上	は四個又五個以上	は四個又五個以上	の他の号缶から七号缶までの缶型の個数をもとにその水の容積比により換算した及び瓶個数とする。	以上

（たけつ、大ききの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。）

二十ミリのメートル	十五ミリのメートル	十ミリのメートル	七ミリのメートル	五ミリのメートル	三ミリのメートル	二ミリのメートル	一ミリのメートル	未満	十ミリのメートル	七ミリのメートル	五ミリのメートル	三ミリのメートル	二ミリのメートル	一ミリのメートル	未満
は二十ミリのメートル以上	は十五ミリのメートル以上	は十ミリのメートル以上	は七ミリのメートル以上	は五ミリのメートル以上	は三ミリのメートル以上	は二ミリのメートル以上	は一ミリのメートル以上	は未満	は十ミリのメートル以上	は七ミリのメートル以上	は五ミリのメートル以上	は三ミリのメートル以上	は二ミリのメートル以上	は一ミリのメートル以上	は未満
は二十ミリのメートル以上	は十五ミリのメートル以上	は十ミリのメートル以上	は七ミリのメートル以上	は五ミリのメートル以上	は三ミリのメートル以上	は二ミリのメートル以上	は一ミリのメートル以上	は未満	は十ミリのメートル以上	は七ミリのメートル以上	は五ミリのメートル以上	は三ミリのメートル以上	は二ミリのメートル以上	は一ミリのメートル以上	は未満

（たけつ、大ききの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。）

七ミリのメートル	五ミリのメートル	三ミリのメートル	二ミリのメートル	一ミリのメートル	未満
は七ミリのメートル以上	は五ミリのメートル以上	は三ミリのメートル以上	は二ミリのメートル以上	は一ミリのメートル以上	は未満
は七ミリのメートル以上	は五ミリのメートル以上	は三ミリのメートル以上	は二ミリのメートル以上	は一ミリのメートル以上	は未満

（たけつ、大ききの略号を表示する場合にあつては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と表示する。）



<p>ガバア（語の使用） スラス</p>	<p>る。） 限詰た用を以装</p>	<p>注上使 （内面意 のること） 等と表示する。 「開缶後はガラス等の容器に移し換え</p>	<p>いで限こ合いき握を個内か由的技上工製したるにもめをもち （） なりのは、場などで把数容ら等理術の程造、だ。限のた詰のの</p>
--------------------------	------------------------	---	--

<p>又缶（語のし豆） は詰スピリ</p>	<p>る。） 限のた用を果せ結ちの瓶</p>	<p>肉たさ凍う詰 ルツンパ又缶 プアイびのた用をガバアせ結ちの瓶ガバア又缶</p>	<p>は詰 スラスたさ凍う詰 スラスは詰</p>
---------------------------	----------------------------	--	----------------------------------

<p>る。） 限のた用て戻水ムルシマし塩う詰ムルシマ又缶</p>	<p>「もどし原料使用」と表示する。 る。） 限のた用をしもう詰スピリ</p>
--------------------------------------	---

<p>缶物産畜 ん（個内容） 卵（家きセント以上であること）と表示する。</p>	<p>る。） 限詰ルツン（パイ） 柄は絵真すを形 図又、写表る。 形状を表す写真、絵又は図柄を表示す</p>	<p>る。） 限のた詰のだ込と類砂ゆよをたのちの瓶たのは詰けき るにもめをもん煮等糖、うしけきえう詰けきえ又缶た</p>	<p>分固 形実固形分を上回らない十の整数倍の数 値により、パーセントの単位をもつて （えの表示する。）</p>
--	--	--	--



<p>れに並ん家及部可臟食すに容は量固 らそび卵きび分食器、肉、る対量内又形 の重品加らそび卵きび分食器、肉、る対量内又形</p>	<p>限のた用を食き骨 るにもし使肉の付 るにもし使肉の付</p>	<p>骨「骨付」の用語を表示する。</p>
---	---	-----------------------

量の工のれに並ん家及部可臟食すに容は量固つで瓶食調他そ又缶食調他そ及瓶菜肉は詰煮野(割量の工の  
の重品加らそび卵きび分食器、肉、る対量内又形てあ詰品理ののは詰品理ののび詰煮野食又缶菜肉合の重品加

<p>中食当し由等原よ等(除又殺てあ満ルスロ八九度二摂力素化二内包(いいつを除又殺る)にも上トセパが割 に品該て来に水、に過菌は菌、つで未カパキ十で十氏が圧炭酸の装器旨なて行菌は菌又は除菌を行っていない旨を示す文</p>	<p>水料飲涼清るすと料原をみの水</p>	<p>殺菌又は除菌を行っていない旨を示す文</p>
--	-----------------------	---------------------------

<p>は類砂う料実の以飲入(語の糖「 蜂又糖、の飲果外料り汁用「加糖」と表示する。</p>	<p>料飲実果 るに飲入果すに飲し(方使用「 限料り汁る供用て積法ださい」等と表示する。</p>	<p>るにもな行。同以いとる去を生るし発かし存 限のいわをじ下。をこす除物徹得育つ、在</p>
---	--	---





字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上のものにあっては「そば粉の配合割合」と「実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあつては、「1割未満」、「1割未満0%未満」と表示することができ。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。三 調理方法を一括して表示することが困難な場合は、調理方法の欄に「そば粉の配合割合」と表示する

マロカニ類										名称 原材料 添加名 内容 賞味 期限 保存 方法 調理 方法 原産 地名 製造 者	備考 別記様式 一の備考 の規定に よるほか 、調理方 法を一括 して表示 することが 困難な 場合は、 調理方 法の欄に 表示す る。他 の箇所に 表示す
名称	原材料	添加名	内容	賞味	期限	保存	方法	調理	方法		
第八条各号（第三号を除く。）の規定による。											

豆 凍り 腐										名称 原材料 添加名 内容 賞味 期限 保存 方法 原産 地名 製造 者	備考 別記様式 一の備考 の規定に よるほか 、添加物 を原材料 名に併記 しない 場 合 に あ る。
名称	原材料	添加名	内容	賞味	期限	保存	方法	調理	方法		
第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、JISZ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあつては、六ポイント）の活字以上の統一のとれた文字で表示する。											

畜産物										名称 原材料 添加名 内容 賞味 期限 保存 方法 原産 地名 製造 者	備考 別記様式 一の備考 の規定に よる。
名称	原材料	添加名	内容	賞味	期限	保存	方法	調理	方法		
第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一 食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、JISZ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二 「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであつて、かつ、JISZ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。											

別記様式 の備考 第一の備考 第二号から第十二号までの	乳	第八号各号(第三号を除く。)の規定によるほか、次に定めるところによる。
	第八号各号(第三号を除く。)の規定によるほか、次に定めるところによる。 一 種類別は、JISZ八三〇五に定める十・五ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二 この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。	

品乳他その 製のもの	乳製	第八号各号(第三号を除く。)の規定によるほか、次に定めるところによる。
	第八号各号(第三号を除く。)の規定によるほか、次に定めるところによる。 一 種類別は、JISZ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二 この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。	

備考	魚肉	第八号各号(第三号を除く。)の規定による。
	第八号各号(第三号を除く。)の規定による。 一 種類別は、JISZ八三〇五に定める十・五ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二 この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。	

のえにびう もあう及工に	加工品	第八号各号(第三号を除く。)の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
	第八号各号(第三号を除く。)の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。	











<p>3 乾燥わかめを水で戻したものにあっては、「新鮮」その他新しさを示す用語</p> <p>4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語</p>	<p>1 食品衛生法施行規則（以下この表において「規則」という。）別表第一に掲げる添加物を使用したものにあっては、「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語</p> <p>2 「天然」又は「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）</p> <p>3 醸造期間を示す用語。ただし、醸造期間が当該用語の示す期間に満ちている場合は、この限りでない。</p> <p>4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語</p>
---	---

<p>5 「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語（本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものを除く。）であって、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないものうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語を除く。）</p> <p>6 「生」（「生引き」の用語を除く。以下この項において同じ。）、「生」又は「生引き」の用語。ただし、次に掲げる用語を除く。</p> <p>一 本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によって醸造を促進したものを除く。）であって、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないものうち、食塩以外のものを添加していないものについて、「生」の用語</p> <p>二 火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものについての「生」の用語</p> <p>三 たまりししょうゆの本醸造方式によるものについての「生引き」の用語</p> <p>7 「減塩」の用語。ただし、しょうゆ百グラム中の食塩量が九グラム以下のものは、この限りでない。</p> <p>8 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="502 705 534 952">区分</th> <th data-bbox="502 952 534 1120">用語</th> </tr> <tr> <td data-bbox="114 705 502 952"> <p>1 こいくちしょうゆ</p> <p>又はたまりしょうゆのうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>2 うすくちしょうゆ</p> <p>又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・</p> </td> <td data-bbox="114 952 502 1120"> <p>「超特選」</p> </td> </tr> </table>	区分	用語	<p>1 こいくちしょうゆ</p> <p>又はたまりしょうゆのうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>2 うすくちしょうゆ</p> <p>又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・</p>	<p>「超特選」</p>
区分	用語				
<p>1 こいくちしょうゆ</p> <p>又はたまりしょうゆのうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>2 うすくちしょうゆ</p> <p>又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・</p>	<p>「超特選」</p>				

<p>二を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>3 さいしこみしょうゆの本醸造方式によるものうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p>	<p>1 こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ又はさいしこみしょうゆのうち、全窒素分が特級の基準</p>	<p>「特選」</p> <p>「特製」、「特吟」その他これに類似するもの</p> <p>「上選」、「吟上」、「優良」その他これに類似するもの</p>
--	--	--

<p>の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p>	<p>1 「純正」その他純粋であることを示す用語</p> <p>2 「特級」の用語と紛らわしい用語</p> <p>3 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。</p>	<p>ド レッシングタイプ調味料にあっては、「ドレッシング」、「マヨネーズ」等ドレッシングと誤認させる用語。ただし、製品百グラム中の脂肪量が三グラム未満のものについて「ノンオイルドレッシング」と表示する場合は、この限りでない。</p> <p>1 「天然」又は「自然」の用語</p> <p>2 「黒酢」その他これに類する用語。ただし、米黒酢又は大麦黒酢に表示する場合は、この限りでない。</p> <p>3 「純〇〇酢」その他これに類似する用語。ただし、原材料として、一種類の穀類、果実、野菜、その他の農産物又は蜂蜜のみを使用したもの（米黒酢及び大麦黒酢を除く。）について、〇〇に当該原材料名を使用する場合、米のみを使用した米黒酢について「純米黒酢」と表示する場合、玄米のみを原材料として使用した米黒酢について「純玄米黒酢」と表示する場合及び大麦黒酢について「純大</p>
-------------------------------	--	--

<p>「天然」又は「自然」の用語</p> <p>原材料のうち特定のものを特に強調する用語。ただし、使用した原材料の重量が次の表に定める重量以上である原材料（以下この項において「基準量以上の原材料」という。）の名称又はスープの特性を表す香辛料等の名称を冠した商品名を用いる場合、商品名に併せて基準量以上の原材料の名称又はスープの特性を表す香辛料等の名称を表示する場合並びに商品名に併せて特定の原材料（基準量以上の原材料を除く。）を含む旨及び当該原材料の重量を表示する場合は、この限りでない。</p>	<p>麦黒酢」と表示する場合は、この限りでない。</p> <p>4 「静置発酵」その他これに類似する用語。ただし、主としてそのみの表層における酢酸菌により発酵が行われており、もろみの液内通気又は移動による発酵促進が行われなかった醸造酢であつて、かつ、もろみにアルコールを加えていない場合はこの限りでない。</p> <p>5 原材料の一部の名称を、他の原材料の名称に比べて特に表示する用語。ただし、当該原材料が穀類の場合にあつては当該穀物酢一リットルにつき表示しようとする穀類を一種類で四十グラム以上、当該原材料が果実の場合にあつては当該果実酢一リットルにつき表示しようとする果実の搾汁を一種類で三百グラム以上使用している場合、当該原材料が野菜、その他の農産物又は蜂蜜の場合にあつては名称に「醸造酢（□□酢）（□□は当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の名称とする）」と表示できるものに当該野菜、その他の農産物又は蜂蜜の名称を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>6 合成酢についての「醸造」等の用語。ただし、原材料名及び醸造酢の混合割合の表示に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>7 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語。</p>
--	--

区分	調理方法に従い調理したスー	ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵
調理方法に従い調理したスー	ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵	
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か	ば	ち	や	グ	リ	ン	ピ	ー	ス	に	ん	じ	ん	こ	ま	つ	な	チ	ン	ゲ	ー	ン	サ	イ	ほ	う	れ	そ	の	他	の	野	菜	そ	の	他	こ	ん	ぶ	そ	の	他	の	海	藻	卵		
ブ	ク	コ	ソ	メ	鶏	肉	牛	肉	魚	介	乳	及	び	乳	製	品	ば	れ	い	し	よ	ど	う	も	ろ	こ	し	き	の	こ	ら	ま	ね	た	ま	ね	ぎ	か																																																

凍	ハンバーグ若しくは冷凍フィッシュボールで食肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したものについて、原材料の全てが食肉又は魚肉であるかのように誤認させる用語
ミ	「かに」の用語（かにの含有率を表示した場合を除く。）
ト	5 冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻以外のものについて、「かに」の用語（かにの含有率を表示した場合を除く。）
ポ	6 冷凍米飯類について、「五目」の用語（具の含有率が八パーセント以上であり、かつ、使用した具の種類が五種類以上のものを除く。）
ル	7 冷凍めん類について、めんにおけるそば粉の配合割合が三十パーセントに満たない場合の「そば」の用語又はこれと紛らわしい用語
フ	
イ	
ツ	
シ	
ユ	
ハ	
パン	
グ	
冷	
凍	
ル	
ボ	
ト	
ミ	
ド	
ル	
チ	

冷凍コロッケ	かに	牛肉	豚肉	鶏肉	とうもろこし	チーズ	その他	冷凍しゅうまい	かに	豚肉	鶏肉	その他	冷凍しゅうまい	かに	豚肉	鶏肉	その他	冷凍しゅうまい	かに	豚肉	鶏肉	その他	

その他	1 別表第三に掲げる「レトルトパウチ食品」の用語若しくは「調理冷凍食品」の用語又はこれらの用語と紛らわしい用語
その他	2 「上級」又は「標準」の用語と紛らわしい用語
その他	3 二種類以上の食肉を使用したものについて、当該食肉のうち特定のものを特に強調する用語
その他	4 魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんばく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語
その他	5 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品（ソースを加えたものにあつては、ソースを含む。）であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合、この限りでない。

1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	名称	原材料名	あんに占める重量の割合
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	牛肉	牛肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	豚肉	豚肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	鶏肉	鶏肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	えび	えび	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	かに	かに	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	その他	その他	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	牛肉	牛肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	豚肉	豚肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	鶏肉	鶏肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	えび	えび	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	かに	かに	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	その他	その他	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	牛肉	牛肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	豚肉	豚肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	鶏肉	鶏肉	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	えび	えび	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	かに	かに	十五パーセント
1	二種類以上の食肉等若しくはその加工品又は魚肉を使用したものについて、当該食肉	その他	その他	十五パーセント













